

第1章 安らぎのある暮らし

- ・日々の暮らしのなかで、ひとりひとりが個人として厚く尊重され、高齢者や障害のあるひとをはじめ、すべてのひとが積極的に社会参加できる場や機会に恵まれるとともに、学校と家庭・地域との連携の下で豊かな心と社会性を身につけた子どもたちが育つ、すべてのひとがいきいきとくらするまちをめざす。
- ・保健・医療・福祉など暮らしの基盤となるサービスや支援ネットワークを充実することで、子どもを安心して産み育て、すべてのひとが心身ともに健やかにくらする、ひとりひとりが支え、支えられるまちをめざす。
- ・ひとりひとりがくらしに節度を持ち、環境への負担の少ない持続可能なまち、歩いて楽しいまちをつくるとともに、災害に強く犯罪や事故などのない、だれもが安心してくらするまちをめざす。

数字で見る2010年の市民のくらしとまち

第1節 すべてのひとがいきいきとくらするまち

○ 審議会等の女性委員比率	22.7%(2000年)	→ 35%(近年の増加率による)
○ 精神に障害のあるひとの障害者手帳取得率	21.7%(1999年)	→ 50%
○ 最低居住水準*未満世帯数の割合	6.3%(1998年)	→ 0%
○ 高齢者等のための設備のある住宅の割合	42.1%(1998年)	→ 60%(半数を大きく上回る)
○ 障害のあるひとが社会参加(スポーツ・文化活動等)をしている割合(身体障害者)	16.2%(1996年)	→ 50%
○ 障害のあるひとが社会参加(知的障害者)	17.7%(1996年)	→ 50%
○ 中学校におけるスクールカウンセラー*配置数	35校(2000年度)	→ 79校(全中学校)
○ 子どもボランティアリーダー数	0人(2000年度)	→ 200人(小学校区に1人以上)

第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち

○ 介護保険給付対象サービス		
・ 在宅サービス		
訪問介護(ホームヘルプサービス)	32,000回/週(2000年度)	→ 46,000回/週(2004年度)
・ 施設サービス		
介護保険施設の定員(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の合計)	7,900人分(2000年度)	→ 9,300人分(2004年度)
○ 保育所待機児童数	533人(2000年度)	→ 0人
○ 地域子育て支援ステーション数	85箇所(2000年度)	→ 180箇所(概ね小学校区に1箇所)
○ 基本健康診査受診率	32.6%(1999年度)	→ 50%
○ 地域体育館の整備数	10施設(2000年)	→ 14施設(人口10万人程度、徒歩30分の生活圏に1箇所)

第3節 だれもが安心してくらするまち

○ 市域における二酸化炭素排出量	7,279千トン(1990年)	→ 10%削減
○ ごみ処理量(焼却処理する可燃ごみと埋立処分する不燃ごみ)	777,790トン(1997年度)	→ 15%削減
○ ごみ処理量に占める資源回収の割合	2.5%(1997年度)	→ 16%
○ 10年確率降雨(62mm/h)に対応した公共下水道施設の整備率	1.0%(1999年度)	→ 30%(市街地の1/3)
○ 火災件数	330件(1995～1999年の平均)	→ 220件(火災の少なかった1980年代の火災件数)
○ 文化財市民レスキュー体制の確立数	20件(2000年)	→ 200件(体制が必要な対象物すべて)
○ 市民防災行動計画の策定組織数	0組織(2000年)	→ 6,000組織(ほぼすべての自主防災部)

第1節 すべてのひとがいいきいきとくらせるまち

1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される

基本的方向

日々のくらしのなかに人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化」を築いていくことにより、子どもも高齢者も、女性も男性も、障害のあるひともないひと、また国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく、すべてのひとがいいきいきとくらせるまちをめざす。

- (1) 日々のくらしのなかに人権を大切に
し、尊重し合う習慣が根付いた「人権
文化」の構築

ア 人権尊重の考え方が日常生活に根付いて いくための多彩な取組の推進

人権文化がしっかりと根付いた社会の構築に向け、市民しんぶん、テレビ、ラジオ、パンフレット、ポスター、インターネット等、各種広報媒体の特性を生かした広報・啓発活動を推進するとともに、憲法月間、人権月間、人権強調月間を中心として、講演会等の各種啓発事業を実施する。

また、市民の興味、関心や学習段階に応じて学習の場や教材の提供などを進めるとともに、参加型・体験型の学習など、多様な手法を取り入れた学習機会を提供する。さらに、人権学習に関する調査・研究により、市民に幅広く人権学習に関する情報を提供し、人権にかかわる相談について適切な対応を図ることができるよう、相談体制の整備と関係機関との連携を強化する。

イ 保育所、幼稚園、学校における人権教育 の推進

子どもを主体として捉えた「児童の権利に関する条約*」を踏まえながら、保育所や幼稚園においては、集団のなかで、ひとりひとりの子どもが人権を尊重する気持ち^{はぐく}を育み、将来にわたって思いやりと協調性に富んだひととなるための基礎を培う。

さらに、学校においては、児童・生徒みずからが進路を切り拓き、自立して生活することができる力を培うとともに、人権の大切さを理解し、人権尊重を規範として行動していけることを目的とした取組を行う。

【参照】 P36「3 子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ」(2)エ

ウ 豊かな共生社会をめざした社会参加と交流の促進

だれもが社会を構成する一員として、自己の希望に応じて社会活動に参加することは、自己実現を図るための当然の権利である。

このため、すべてのひとの平等な社会参加を支援するとともに、区民ふれあい事業、高齢者と子どもとの世代間の交流事業など、市民相互の幅広い交流を促進する。

エ 市民の自主的な取組の支援

地域、学校、企業・職場、家庭など、市民がかかわるさまざまな場面で、人権学習に自主的に取り組み、学習活動を効果的に進められるよう、指導者の養成や人権研修会への講師（市民啓発推進員）の派遣、保育所、幼稚園、学校における保護者対象の学習会の開催など多様な支援を行う。

オ 世界人権問題研究センターの整備

人権問題の総合的な調査・研究や関連機関との連携・交流を推進し、市民がその成果を享受できる拠点として、「世界人権問題研究センター」の施設整備を京都府と協調しながら進める。

ちょっと注目！

世界人権問題研究センターの整備

- ・ 京都府との協調により，人権問題に関する学術研究の振興に寄与する拠点として整備
- ・ 人権問題について広く世界的視野に立った総合的な調査・研究の推進
- ・ 研究機関や研究者との連携・交流の推進

(2) 男女がともに自立，参画，創造する男女共同参画社会の実現

ア 男女の人権の尊重

(ア) 女性に対するあらゆる形態の暴力への対策強化

セクシュアルハラスメント（性的いやがらせ），ドメスティックバイオレンス（夫や恋人からの暴力），性犯罪など，女性に対するあらゆる形態の暴力は，女性の基本的人権を侵害するものであり，男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題である。すべてのひとが女性に対する暴力について正しく理解できるよう広報・啓発活動を行うとともに，とくに緊急を要するドメスティックバイオレンスの被害者支援策として，関係機関との連携の下，シェルター（緊急一時避難所）等の保護体制を整備する。

(イ) メディアにおける女性の人権尊重の取組

高度情報化が進展するなかで，メディアによる情報の影響はさらに拡大するものと予想される。男女平等の視点から，各種メディアにおける女性の人権尊重の自主的取組を促進するとともに，メディアからの情報を読み解く能力（メディア・リテラシー）向上のための取組を進める。

(ウ) 生涯を通じた女性の健康の保持・増進

性や母性に関する学習活動や情報提供の拡充などにより，母性を尊重し保護するとともに，学校や地域における性教育・健康教育の充実，

女性に対する健康診断や健康増進，産前産後の支援，相談体制の充実などにより，女性の健康の保持・増進に努める。

(エ) 男女平等の視点に立った生涯学習・啓発の推進

「女性総合センター（ウィングス京都）」を拠点として，「京都市女性大学」をさらに発展させるとともに，「男女共同参画市民会議（ウィングス・フォーラム）」の開催，啓発誌等による情報提供の充実，学習・研修活動など多彩な事業の展開を通じて，男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を進める。

イ 職場，家庭，地域における男女共同参画の実現

(ア) 就業における男女平等の確保

女性が自分らしく安心して働き続けられるよう，男女平等の雇用環境を確保するための普及啓発に努めるとともに，雇用・労働問題に関する各種情報の提供や相談体制を充実する。また，女性の職業能力の開発・育成や起業を支援する。

(イ) 男女の家庭，地域社会への参画

男女共同参画社会では，個人の生きがいの場が職場だけでなく，家庭，地域社会にバランス良く展開されることが必要であり，家庭における男女の責任分担の促進，地域活動・ボランティア活動など社会活動への男女共同参画を進める。

(ウ) 子育てや介護支援の充実

働く女性の増加と就労形態の多様化に対応して，育児・保育環境などの整備や子育て支援ネットワークの構築，家庭において主として女性が負担している高齢者や障害のあるひとの介護支援などの取組を進める。

ウ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市政の政策・方針形成過程への女性の参画を進めるため，各種審議会等への参画を促すこと

もに、管理職等への登用を一層促進し、女性の職域の拡大と能力開発を進める。

エ 女性の国際活動の支援

女性問題に関する国際会議への参加の促進など、すべての女性の地位向上に貢献するため、女性の自主的な国際活動を支援する。

オ 第3次男女共同参画推進計画の策定と男女共同参画推進条例の制定

社会経済情勢の変化や国際社会の動向に対応した「第3次男女共同参画推進計画」を策定するとともに、男女共同参画社会を支える「男女共同参画推進条例」を制定し、市民、事業者、行政の連携を強化し、男女がともに自立し、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会の実現に向けた取組を進める。

ちょっと注目！

男女共同参画推進条例の制定

- ・ 男女共同参画社会基本法の理念に基づく、市民、事業者、行政が果たすべき役割の明確化と連携の強化
- ・ 2003年度制定予定

(3) 子どもの人権の尊重

ア 子どもの虐待防止と権利擁護

児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応、再発防止を図るため、児童相談所の機能や体制を充実するとともに、市民への広報・啓発活動の推進、関係機関の協力・連携体制を強化する。

また、「児童の権利に関する条約」、「児童福祉法」の理念に基づき、子どもを大人が保護・指導する対象としてだけでなく、子ども自身の意思を尊重した権利擁護システムを構築する。

【参照】 P46 「2 子どもを安心して産み育てる」(5)イ

イ 子どもの公共心を培う教育の推進

昨今、いじめや学級崩壊、集団による路上生活者（ホームレス）の襲撃、さらにはひとの命を奪う凶悪犯罪まで起こっている。こうした状況を踏まえ、命の大切さについての理解を深め、社会におけるルールを守るなど物事の判断基準を養い、子どもたちの公共心を培う教育を推進する。

【参照】 P35 「3 子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ」(2)イ(ア)

(4) 高齢者の人権の尊重

ア 高齢者の自立と社会参加の支援

高齢者がみずからの居場所を確認でき自信をもってらせる長寿社会の実現をめざし、介護サービスの質的向上を図るとともに、高齢者の自立を支援し社会参加を促進するための取組を進める。

イ 痴ほう性高齢者等の権利擁護

痴ほう性高齢者をはじめ、介護が必要な高齢者に対するプライバシーの侵害や虐待を防止するための積極的な広報・啓発活動を推進するとともに、専門相談体制の整備を進める。

【参照】 P41 「1 すべてのひとが相互に支え合い安心してくらす」(2)エ(イ)

(5) 障害のあるひとの人権の尊重

障害のあるひとが特別な存在として見られるのではなく、障害のあるひともないひとも同じ生活が送れる社会こそ普通の社会であるという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、建物や道路等についての物理的な壁、障害だけを理由に社会参加を妨げるような制度的な壁、障害のあるひとに対する誤った知識や偏見による心の壁を取り除くため、保健・医療、福祉、教育、就労・雇用等の分野において、総合的な取組や施設の整備などを積極的に推進するとともに、

障害に関する正しい理解と認識の普及に向け、広報・啓発活動を充実する。

とりわけ、いまだ根強い精神障害に対する誤解や偏見を取り除くため、精神に障害のあるひとの社会復帰の道筋を理解できる「複合的社会復帰モデル施設」を整備するなど、精神障害に関する正しい理解と認識の普及を図る。

ちょっと注目！

複合的社会復帰モデル施設の整備

- ・精神に障害のあるひとの社会復帰を促進するため、退院後の生活訓練を行う援護寮，就労訓練を行う授産施設，在宅生活の支援を行う地域生活支援センターの3施設が一体となった，社会復帰の道筋を明確にした施設を整備

(6) 特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組

ア 特別施策としての同和対策事業の終結

同和地区のおしなべて低位な実態を解消して一般地域との格差を是正し、住民の生活基盤の安定、向上と自立を促進する事業や人権意識の高揚をめざした事業を一般施策を補完する特別施策として推進してきたことや、同和地区住民の努力とがあいまって、住環境や住民の生活実態が大きく改善されてきた。このことを踏まえ、特別施策としての同和対策事業の廃止や一般施策への移行などの見直し、改革を進めており、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限である2001年度末には、特別施策としての同和対策事業を終結する。

イ 一般施策での取組の推進

今日の同和地区においては、若年・壮年層の地区外流出、地区内人口の減少、これに伴う高齢化の急激な進展や地域コミュニティ機能の低

下、ひとり親家庭の増加、大学進学率の格差、住宅の老朽化に伴う建替えなどの課題が存在し、一方で就職、結婚時の差別につながる身元調査などの実態がある。これらの諸課題については、他の人権問題の解決のための取組と同様に、広く市民を対象とする一般施策での取組を進め、同和問題の早期解決を図る。

(ア) 住民の自立を支援する取組

保護者の子育てに関する支援や地域の子育て支援を柱とする保育の取組、同和教育の成果を普遍化した人権教育や保護者の教育力向上に関する支援などの教育の取組、住宅の建替えを契機とする、将来にわたり良好な住環境のなかで子どもから高齢者までの多様な世代が安心して永住でき、住民が快適にくらせるまちづくりの取組などにより、住民の自立に向けた自主的な努力を支援する。

(イ) 交流と共生をめざした取組

隣保館などの公共施設については、広く市民が利用できるように有効活用を図り、住民の自主的・主体的活動を促進するとともに、生涯学習の取組、交流と地域コミュニティの振興をめざした取組などを推進する。また、在宅高齢者などを地域ぐるみで支えるしくみとしての保健・医療・福祉のネットワークづくりにより、住民の健康の保持・増進を図るなど、さまざまなひとが交流し共生する地域社会づくりを進める。

(7) 多文化共生社会の実現

ア 外国籍市民の市政への参画の拡充

外国籍市民を含む委員で構成する「外国籍市民施策懇話会」の開催や各種審議会等への外国籍市民の参画の推進などを通じて、外国籍市民の声を市政に反映させる取組を推進するとともに、国籍、民族、文化等の違いによる精神的、

制度的な「壁」の解消に向け、より効果的な取組を検討する。さらに、外国籍市民の市職員への採用の拡大や地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組む。

イ 多様なニーズに対応した情報提供・相談体制の充実

外国籍市民の多様化、増大するニーズに対応するため、国際交流協会、市民・民間団体等との連携強化や外国籍市民ボランティアの登用を図るとともに、日本の言葉や文化に不慣れな外国籍市民、海外からの観光客をはじめ来訪者にも親切でわかりやすい案内表示や各種パンフレット等の多言語化を進めるなど、生活全般にわたる情報提供・相談体制を充実する。

ウ 住宅問題への対策の強化

外国籍市民に対する入居差別の解消に向けて、留学生と家主の交流会の開催など、宅地建物取引業者や家主に対する啓発・指導の強化を図るとともに、入居に伴う不安を払拭するための情報提供や相談体制を充実する。さらに、市営住宅への入居に関する情報提供を充実する。

エ 就職差別の解消に向けた取組の推進

外国籍市民の就職時において公正な採用・選考が行われるよう、市民や事業者等を対象にした研修会やシンポジウム等の事業により啓発を強化するとともに、外国籍市民の積極的な採用に向け、関係機関との連携を図りながら、各業界団体や求人者に対する進路指導を充実する。

オ 多文化共生社会の実現に向けた教育・啓発

国籍にかかわらず、すべての児童・生徒が自国の文化と伝統を理解するとともに、他国・他民族との違いを尊重し、ともに生きる国際協調の精神を養うための学習・交流機会や啓発活動を充実する。さらに、外国籍の児童・生徒への

日本語教育、日本社会への適応教育の充実など、学校での幅広くきめ細かな指導により子どもたちの教育を受ける機会の保障を図るとともに、保護者の不安の解消に向け、円滑な連絡体制の整備を進める。

また、外国籍市民への差別や偏見の解消に向け、「多文化共生社会」をテーマとしたシンポジウムの開催などを通じた啓発を進める。

(8) 現代社会における多様な人権問題への対応

ア HIV等の感染症についての正しい知識と理解の普及啓発

市民がHIV(エイズの原因となるウイルス)等の感染症を予防できるよう、感染症についての正しい知識の普及に努めるとともに、患者・感染者に対する差別や偏見の解消に向け、感染症についての正しい理解と認識を深めるための教育・啓発活動を進める。

【参照】P49「3 心身ともに健やかにくらす」(2)ウ(ア)

イ 現代社会における多様な人権問題への取組の推進

刑を終えて出所したひと、婚外子、路上生活者(ホームレス)等に対する差別や偏見、インターネット等を利用した人権侵害など、多様な人権問題に対する正しい理解と認識をもち、自分の身近な問題として、考え、対処する力を身につけられるよう教育・啓発活動を進める。

2 すべてのひとがいいきいきと活動する

基本的方向

子どもから高齢者まですべての市民がいいきいきとくらせるまち、とくに高齢者や障害のあるひとが、住み慣れた地域社会のなかで、積極的に社会参加ができる場所や機会に恵まれ、多くのひとたちとふれあいながら社会の一員としての生きがいをもって活躍できるまちの実現をめざす。

(1) だれもがずっとくらし続けたい・まちづくり

ア 安らいだ気持ちでくらせるすまいづくり

(ア) 市民の多様な都市居住形態に応じた住宅の供給
多様な世代が都市に集まって住むという永い歴史をもつ京都では、地域における相互扶助の精神や生活の知恵が継承されてきた。この市民の「得意とするところ」を新しい時代に合ったかたちで再生して、市民が地域社会のなかで安らいだ気持ちで心豊かにくらせるまちをめざし、多様な世代が共生する都市居住を進める。

そのために、特定優良賃貸住宅*や定期借地権付住宅*の供給など、若年層や子育て世帯の都心居住を促進するとともに、住宅に困窮する低所得者層に対して、公営住宅の的確な供給を行うなどの住宅施策を進める。

また、市民の世帯構成の変化等に応じた住居選択の幅を広げるため、中古住宅市場やリフォーム市場の水準の向上と活性化を図り、既存住宅の有効活用を促進する。

(イ) 高齢者や障害のあるひとがくらしやすい住宅の整備

高齢者や障害のあるひとが自立して、快適な生活を安心して営むことができるよう、福祉施策との連携の下、民間活力を生かしながら、既存住宅の改修を含めた住宅のバリアフリー*化の普及に努めるとともに、高齢者向けの賃貸住宅

を供給するなど、高齢者や障害のあるひとがくらしやすい住宅の整備を促進する。

また、在宅福祉を支援する新たな居住形態に関する検討、緊急通報システム*の設置や生活援助員の派遣など生活支援サービスの充実に関する検討を行うとともに、バリアフリー等に対応した住宅に改修・建替えをするための相談事業を充実する。

(ウ) 住宅施策の基本的な指針となる新たな住宅マスタープランの策定・推進

少子高齢化、単身世帯の増加など、住生活を取り巻く社会情勢の大きな変化のなかで、多様化、複雑化する市民の居住ニーズに対応した良好な都市居住の実現に向け、住宅施策の基本的な指針となる「住宅マスタープラン」を見直し、市民、事業者との協働による住宅施策を進める。

イ ひとにやさしいまちづくりの推進

すべてのひとがいいきいきと都市生活を楽しむためには、だれもが気軽にまちに出かけることができるような「ひとにやさしいまちづくり」を推進していく必要がある。

そのため、多くのひとびとが利用する建築物等が新たに整備される際には、すべてのひとが利用しやすいデザイン（ユニバーサルデザイン*）が採り入れられ、バリアフリー化された歩行空間が整備されるよう、「人にやさしいまちづくり要綱」等に基づく協議を行う。既存の建築物に

については、公共建築物のバリアフリー改修を進めるとともに、要綱の基準に適合した建築物の維持管理の状態を調査する福祉パトロールを実施する。

また、市民、事業者とともにバリアフリーについて学ぶ講座を創設するなど、ひとにやさしいまちづくりを促進する。

さらに、国と連携しながら、情報通信技術（IT）を活用した歩行者支援システム（歩行者ITS）の検討を進め、その導入を図る。

【参照】P65「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)ウ

ウ 良質な住宅・居住環境の整備

(ア) 分譲マンションの適切な維持管理の誘導・支援
多くのひとが集まって住む分譲マンションは、都市における主要な居住形態のひとつであるが、その維持管理に係る諸問題が近年大きな社会問題となっている。そのため、分譲マンションの適切な維持管理を誘導・支援するための取組を実施する。

(イ) 適正な品質・性能を有した住宅の普及

建築物の安全性と適法性を確保し、市民が安心して良質な住宅を取得できるような住宅市場の形成を促進する。そのため、適正な工事監理の実施、中間検査や完了検査の的確な実施を促進し、瑕疵保証制度*の徹底や住宅性能表示制度*の普及に努める。

また、省エネルギー、建物の高耐久化、廃棄物の発生抑制等の面で環境に配慮した住宅、建材等から発生する化学物質への対策等の面で健康に配慮した住宅の普及に努める。

(ウ) 狭小・老朽化した市営住宅の総合的改善の推進
計画的な建替えや長期管理を前提とした改善などにより、狭小で老朽化した既存の市営住宅を有効に活用する。

また、団地の再生に当たっては、福祉施設等

の導入、地域の景観形成、環境問題への対応など地域のまちづくりへの寄与という視点を重視しつつ進める。

(エ) すまいづくりに関する情報の交流促進

市民、事業者、行政それぞれが、すまいづくりに関する主体として互いに連携を強め、良質な住宅の供給や維持管理と居住環境の向上をめざす。

そのため、すまいづくりの情報交流拠点である「すまい体験館」を中心として、住宅・住環境に関する相談体制や情報提供機能を充実し、情報の交流を促進する。

エ 京都に合った木造住宅の継承・創造

京都のまちを特徴付けている京町家をはじめとする木造住宅については、優れた町並み景観や都市のなかの住宅としての工夫を、時代に応じたかたちで発展的に継承する。そのため、「京町家再生プラン」に沿って京町家の保全・再生・活用を促進するとともに、環境や防災面等を考慮した新素材や新技術を活用した木造建築物の開発、既存木造住宅の改修手法の検討などに取り組む。また、安全性を確保したうえでの規制の柔軟な運用や制度の見直しなどの検討を進め、京都に合った新しい木造住宅の開発・普及について検討する。【参照】P80「1 美しいまちをつくる」(4)

オ 住み続けられるまちの形成

住環境整備施策は、安全性や居住性等の観点から住環境の整備が必要な地域において、多様な世代が快適に安心して住み続けられるまちをめざして、住宅地区改良事業や密集住宅市街地整備促進事業等を展開し、住環境の整備と地域コミュニティの醸成を図ってきた。今後は、これまで培ってきた経験と蓄積を生かすなかで、住民と協力・連携して、将来にわたり地域コミュニティや地区活力が維持できる魅力のあるまちの形成に向けた各種施策を実施する。とくに、崇仁地区における

住環境の整備については、住宅地区改進黨業の早期完了を図るとともに、東九条地区における密集住宅市街地整備促進事業とあわせて京都駅周辺の交通至便な立地特性を生かしたまちづくりを進め、三条鴨東地区については、京阪三条駅との隣接条件を生かした住環境の整備をめざして、住宅地区改進黨業を進める。

一方、地域のまちづくりと連携し、住み続けられるまちの形成が求められている鴨川陶化橋上流域においては、公営住宅や親水空間の整備を中心とした事業を進める。

ちょっと注目！

公共建築物等のバリアフリー改修の推進

- ・すべてのひとが利用できる公共施設を整備するため、既存の公共建築物の資産を生かしながら、ユニバーサルデザインを採用した施設のバリアフリー化を推進
- ・民間の公共的な建築物については、改善方法の研究を行い、施設管理者などへ広く情報を提供し、バリアフリー化を促進

(2) 高齢者や障害のあるひとが積極的に社会参加できる機会の提供

ア 市民すこやかセンターの整備

「中央老人福祉センター」を移転・改編し、豊かで活力ある長寿社会の実現をめざした、さまざまな施策を総合的に進める基幹施設として「市民すこやかセンター」を開設する。同センターにおいては、社会参加を促進する啓発活動、ボランティア活動等の自主的な活動を支援するための情報提供やリーダーの養成、活動のきっかけづくりなどにより、高齢者の社会参加を支援する。

イ 地域において高齢者が生きがいをもって社会参加できる機会の拡大

高齢者が生きがいをもって社会参加できるよう、老人クラブ活動をはじめとした自主的なグループの活動に対して支援を行うとともに、健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための施設である老人福祉センター、集会やクラブ活動の場である老人クラブハウス等をはじめとした、地域で気軽に社会参加できる拠点の整備を促進する。

また、高齢者が子どもたちとも交流できる、入浴施設やスポーツ施設、公園等を備えた総合的な施設を整備する。

ウ 世代を越えた交流の場となるイベント開催の促進・支援

「市民すこやかフェア*」など高齢者をはじめすべての市民が世代を越えて交流でき、また高齢者が行う活動の発表の場ともなるイベントの開催を促進・支援する。

エ 障害のあるひとの自立と社会参加の促進

在宅の身体障害や知的障害のあるひとの自立と社会参加を促進するため、通所により日常生活の訓練や軽作業などを実施する日帰り介護（デイサービス）事業を充実させるとともに、重度の知的障害のあるひとが外出しなければならないときに、付き添うひとがいなくても不自由しないよう、ガイドヘルパーを派遣する。

また、地域社会で孤立しがちな精神に障害のあるひとの自立と社会参加を促進するため、地域住民やボランティアとともに気軽に社会参加でき、社会性や社交能力を養える「精神障害者ふれあい交流サロン」を増設する。

オ スポーツに親しめる環境づくり

高齢者や障害のあるひとにも気軽に体を動かすことができ、積極的に社会参加できるよう、だれ

もが親しめるスポーツやレクリエーション活動を普及・振興することにより、世代を越えてみんなでスポーツに親しめる環境づくりを進める。

【参照】P51「3 心身ともに健やかにくらす」(7)ア(イ)

カ 情報通信技術（IT）を生かした新しい社会参加への支援

高齢者や障害のあるひとが、外出しなくても多くのひとと交流でき、情報の受け手であるだけでなく発信者にもなれる、インターネットなどの情報通信技術（IT）を生かした新しい社会参加について、情報機器の基礎技術の習得をはじめとした支援を行う。

【参照】P117「3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり」(5)ア

ちょっと注目！

市民すこやかセンターの整備

- ・中央老人福祉センターを移転・改編し、菊浜小学校跡地（下京区）に2003年に開館予定
- ・高齢者関係の情報収集や研究、援護の必要な高齢者に関する専門的な相談や助言、介護等に関する研修等の実施
- ・痴ほう性高齢者等に関する権利擁護対策の推進
- ・介護実践の経験を相談、研究、研修等にかつための短期入所施設の併設

情報通信技術（IT）を生かした社会参加への支援

- ・高齢者や障害のあるひとが、インターネットなどの基本的な知識や操作技術を身につけるための支援

(3) 高齢者や障害のあるひとの能力向上や働く場の確保

ア 高齢者が能力を発揮し働ける場の確保

高齢者が長年培った知識、技能、経験を生かし、社会にとって大切な人材として、その能力を発揮し希望に応じて働けるよう、継続雇用の幹

旋・啓発や自発的な職業能力開発の奨励、起業に関する総合相談等を行うとともに、高齢者に対して地域に密着した仕事を提供する「シルバー人材センター」の事業拡大に向けた支援を行う。

また、高齢者の雇用創出につながる地域の民間非営利組織（NPO）*の活動に対する支援についても検討する。

イ 障害のあるひとが地域で生活しながら働き活動できる場の整備促進

障害のあるひとが地域で自立した生活を送れるよう、就労に向けた訓練や仕事に就き働ける場である通所授産施設*や福祉工場*等の整備を促進する。

また、法制度外の施設である共同作業所*の運営を支援するとともに、その特色を生かしながら法定施設である小規模通所授産施設への移行を支援する。

さらに、国や府と連携して、事業主等に対して障害のあるひとの雇用促進についての啓発を行う。

ウ 情報通信技術（IT）を生かした就労支援

インターネットなどの情報通信技術（IT）を生かし、高齢者や障害のあるひとが自宅等で仕事に従事できるよう、情報機器の基礎技術の習得や実践的な技能の向上等を支援する事業を実施する。

【参照】P117「3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり」(5)イ

(4) だれもがいきいきと働けるまちづくり

ア 勤労者福祉の向上を図るための総合的な施策の展開

働くひとのニーズの調査を行うとともに、女性の働く権利の保障、高齢者の雇用や障害のあるひとの雇用拡大、外国籍市民の雇用環境の向上など、働くひとに関する各分野の施策と連携しつつ、勤労者福祉の総合的な施策の展開を図る。

イ 働くひとへの支援の充実

低利の生活資金の融資をはじめとする勤労者融資制度，インターネットや情報誌を通じた労働に関する情報提供など，働くひとに対する支援を充実する。

ウ 働くひとの学習意欲にこたえる学習機会の提供

「京都労働学校」において，資格取得講座など働くひとのニーズに対応した科目を充実し，働くひとの学習意欲にこたえる。

3 子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ

基本的方向

子どもたちにとって、「家庭」が最も安心できる場所となり、温かく、また時には厳しく見守る「地域」の存在が必要である一方、集団のなかで子どもたちの可能性を開花させるなど「学校」の果たす役割もまた大きい。

家庭・地域・学校がそれぞれの役割に応じた教育責任を果たすとともに、三者が一体となった取組を進めるなかで、生命や人権、社会的規範等を尊重する豊かな心と社会性を身につけ、みずから考え、行動できる「生きる力」を備えた子どもたちを^{はぐく}む。

(1) 学校と家庭・地域の連携

ア 開かれた学校づくりと家庭・地域の教育力の向上

(ア) 開かれた学校づくり

保護者や幅広い世代の地域住民が、校長の求めに応じて学校運営に参画する「学校評議員制度」の活用や、各々の学校の特徴を生かすための「学校評価システム」の導入、就学前の子どもをもつ保護者を対象とした授業参観の実施、学校だよりやホームページによる情報発信を進める。合わせて、地域の住民や地域にある大学の教員等、さまざまな分野の専門家が学校の教壇で教えるなど、学校と家庭・地域が相互に結ばれた関係をつくることにより、地域の特性を踏まえた特色ある学校運営・教育活動を展開する。

また、「学校ふれあいサロン事業」や「学校コミュニティプラザ事業」を推進するとともに、児童館や老人デイサービスセンター等の他の施設との合築・複合化を進めるなど、学校の敷地や余裕教室等を地域に開放し、生涯学習や福祉など世代を越えた交流につながる地域活動の拠点として、学校施設の高度活用を進める。

さらに、都心部の小規模校については、地域の協議を基本に統合を進め、その跡地活用については、長期的な展望に立って検討する。

参照 P89「4 生涯にわたってみずからを磨き高める」(4)

(イ) 家庭・地域における教育力の向上

子どものしつけなど人生最初の教師ともいえる家庭や地域の役割をもう一度見直し、学校との連携の下、PTAや青少年健全育成団体の活動を支援するとともに、保護者相談の充実など家庭や地域における教育力の向上を図る。

また、家庭・地域が主体的に学校教育活動を支援する「ボランティア人材バンク」を充実する。

(ウ) 学校休業日における子どもたちの体験的活動の推進

子どもたちが学校休業日を有意義に過ごせるよう学校を開放し、地域の各種団体が主体的に行う昔の遊びや伝統産業等、地域の特色に応じた体験の場づくりを支援する。

また、「子どもボランティアリーダー」を養成し、子どもたちが地域活動に企画段階から主体的にかかわることができる取組を進めるとともに、地域の生涯学習資源を活用した学習プログ

ラムを開発する。

イ 人づくり21世紀委員会の活動の推進

「子どもたちの未来が輝くために何ができるか」について、親や大人としての役割・責任を確かめ合うなかで、市民みんなで考え、行動し、情報発信する場として「人づくり21世紀委員会*」の活動を進め、社会全体で子どもを^{はぐく}む気運を高める。

【参照】P45「2 子どもを安心して産み育てる」(4)イ

ちょっと注目！

地域の特性を踏まえた開かれた学校づくり

- ・ 学校教育活動や地域との連携などについて、保護者や幅広い世代の地域住民が意見を述べる「学校評議員制度」の全校での実施
- ・ 外部評価を含む学校評価の方法やその活用などの研究を行い、各校の実状に応じた学校評価を実施

子どもボランティアリーダーの養成

- ・ 地蔵盆等の地域の行事に子どもたちが主体的にかかわるために、中学生を中心にリーダーを養成

(2) 子どもたちの社会性を高める教育の推進

ア 京都の歴史や伝統に親しみ次代へ引き継ぐ教育の推進

西陣織や京焼・清水焼等の伝統産業、茶道、華道、日舞、能等の伝統文化・伝統芸能、年中至る所で行われている行催事など、京都だからこそできるさまざまな体験活動を推進し、京都の歴史や伝統に親しみ、次代へ引き継ぐ京都ならではの教育を展開することにより、子どもたちに文化財を大切に^{はぐく}む気持ちや来訪者を温かくもてなす心などを育むとともに、将来の京都のまちづくりを担う自覚や使命感を培う。

イ 豊かな人間性とたくましさ^{はぐく}を育む教育の推進

(ア) 公共心を培う教育の推進

社会の基本的なルールの認識がなく、自己中心的で、善悪の判断に基づいた自己規律ができない子どもたちが増えている。こうした状況に対し、子どもたちに命の大切さはもとより社会におけるルールなど物事の判断基準を養い、公共心を培う教育を進めることで、ひととひととの相互の信頼に基礎を置く社会の再構築をめざす。

また、児童会、生徒会活動や奉仕活動^{はぐく}などを通じて、子どもたちの社会性や自主性を育む。

【参照】P26「1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される」(3)イ

(イ) 子どもたちの「心の居場所」づくり

教育相談の要となる新たなカウンセリングの拠点の設置、臨床心理士等の資格をもったスクールカウンセラーの配置拡大や教職員との連携強化、余裕教室を活用した「心の教室*」の設置など、子どもたちに対する相談体制を充実し、「心の居場所」づくりを推進する。

また、学校内において別室での支援を要する児童・生徒のための指導者の配置を進めるとともに、「不登校児童・生徒支援連絡協議会」の活動を充実する。

さらに、子どもたちの置かれた状況などに配慮し、通学区域制度の弾力的な運用に努める。

(ウ) 心や体を健やかに育む教育の推進

性教育、エイズ教育や薬物乱用防止教育等の健康教育、生徒指導の充実に努める。

また、スポーツ少年団やスポーツ教室、合同部活動等による基礎体力や競技力の向上、豊かな感性を養う芸術教育等、子どもたちの心や体を健やかに、たくましく^{はぐく}育む教育を推進する。

さらに、弁当持参か給食かが自由に選択できる中学校給食の導入、小学校における栄養のバランスのとれたおいしい「手作り給食」の充実

などを通じて、望ましい食生活習慣に関する教育を進める。

ウ 子どもたちの「生きる力」の基礎を育む教育の推進

(ア) ひとりひとりに応じたわかる授業の展開

30人学級を展望した学級編制の弾力化、習熟度別学習の推進などによるゆとりある学習環境のなかで、子どもたちが基礎的な学力を確実に身につけ、豊かな個性を伸ばせるよう、ひとりひとりに応じたわかる授業の展開を図る。

(イ) さまざまな体験によるみずから考える力の育成

「総合的な学習の時間*」の活用や職場体験、奉仕活動、長期の宿泊学習、作文・読書などにより、子どもたちが多様な価値観に触れる機会を充実し、みずから学び、考え、自己責任をもって主体的に行動できる「生きる力」を育成する。

(ウ) 高度情報化や国際化などに対応できる子どもたちの育成

高度情報化が進展するなか、コンピュータを扱うことができ、ネットワーク上での必要な情報を選択・収集し、さらにはみずからのものとして読み解くことができる情報活用能力を養う教育を進める。

また、日本の文化・伝統はもとより、他の国や民族の文化・伝統の存在を尊重し、ともに生きることが前提となる国際社会に対応できる国際理解教育、地球規模に拡大した環境問題を身近な所から考える環境教育など、新たな時代に対応できる教育を充実する。

さらに、起業家精神の育成など、将来の京都の産業を担う企業人を生み出す基礎となる教育を進める。

【参照】P117「3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり」(6)

エ ひとりひとりを大切にする人権教育の推進

さまざまな人権問題が社会問題として現存し

ていることを厳しく受け止め、今まで積み上げてきた同和教育をはじめとする人権問題解決への取組を踏まえ、学校教育のあらゆる分野でひとりひとりを大切にする人権教育を進める。

また、子どもひとりひとりの良さや可能性を引き出し、伸ばすことを重視するとともに、子どもたちがお互いを認め支え合い、ともに生きることの大切さを学ぶなど、人権という普遍的文化の担い手の育成をめざした教育を進める。

【参照】P24「1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される」(1)イ

ちょっと注目！

京都ならではの教育の展開

- ・ 京都をこよなく愛する先行世代の大人たちが人生経験のなかで得た、京都ならではの知恵や経験を次世代に伝承
- ・ 地域の行催事や伝統産業の体験など京都の伝統を取り入れた教育活動の推進

新たなカウンセリングの拠点の設置

- ・ 教育相談・生徒指導などの機能を集約し、子どもへの支援を総合的に推進
- ・ 不登校児童・生徒の新たな出会いと発見を支援する「ふれあいの杜」(適応指導教室)の充実

スクールカウンセラーの配置拡大

- ・ 専門的な資格をもつスクールカウンセラーを全中学校に配置し、子どもが気軽に相談できる体制を整備
- ・ 教員と連携したカウンセリング体制の推進

(3) 障害のある子どもの教育の推進

ア 養護育成教育の充実

障害のある児童・生徒ひとりひとりの状態や発達段階等に応じた指導の充実、教育内容の改善、医療的介護をはじめとした障害の重度・重複化等への対応、交流教育の推進などに努める。

また、発達や情緒、言語、聴覚などに障害の

ある子どもの教育の場として育成学級*や通級指導教室*を充実し、地域の学校で学びたいという保護者や子どもたちの要望にこたえる。

イ 地域に根ざした養護学校への再編

市内北部に新たな養護学校を整備し、総合制・地域制を基本に養護学校を再編するとともに、子どもたちの社会参加を促進する新たな高等部教育により、地域でともに支え合って学ぶ養護学校教育を充実する。

ちょっと注目！

育成学級等の充実

- ・ 発達・情緒、病弱、肢体等の育成学級の新増設
- ・ 普通学級に在籍し、視覚、言語、聴覚に軽度の障害のある子どもを対象とした通級指導教室の設置拡大

総合制・地域制による新たな養護学校教育の創造

- ・ 市内北部に新たな養護学校を整備し、既存の養護学校と合わせ、肢体に障害のある子どもと発達に遅れのある子どもがともに学べる総合制・地域制を備えた養護学校に再編
- ・ 職業的自立をめざす子どもの希望を実現する高等部単独養護学校の整備

(4) 教職員の能力・意識の向上

個人面接の実施やクラブ・ボランティア活動歴の重視などの総合的な判断に基づき、教育への情熱にあふれ、人間性豊かで指導力を有する人材を教職員として採用する。

また、医療機関やスクールカウンセラーとの連携を密に小児疾病や心的疾患に対応し、子どもたちと心を通わせることができ、情報教育、国際理解教育など今日的な課題に対応し時代の変革期における教育についての課題意識をもつ、

保護者から信頼される教職員を養成する。

このため、教職員研修、教育研究の中核施設である「永松記念教育センター」において、先進的な教育情報の収集・提供などの機能を充実するとともに、教職員研修に関する受講システムの開発など総合的な研修体系をつくる。

(5) ゆとりと潤いのある学習環境づくり

ア 時代に対応した学校施設の整備

学校施設において、児童・生徒が障害の有無などにかかわらず、安心して快適に利用できるユニバーサルデザインの採用や温もりと潤いを感じる「木」の使用を進めるとともに、災害時には地域の防災拠点となる学校施設の防災機能を強化する。

また、情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応した情報ネットワークを整備するとともに、学校に安らぎの空間を創造し、子どもたちがさまざまな動植物とふれあい体感できる「花と緑のグリーンベルト事業」や「学校ビオトープ（小さな生態系）事業」を進める。

イ 自然とふれあえる野外活動施設の整備

海に接する機会が少ない本市の子どもたちが、海での生活を体験し、また、京都の山の豊かな自然を身近に体験できる野外活動施設の整備を進めることにより、子どもたちが本物の自然のすばらしさを実感し、草木や生き物とふれあうなかで、自然をいつくしむ心や生命の尊さを学ぶ機会を提供するとともに、集団活動のなかで子どもたちの豊かな心とたくましさを養う。

ウ 若者に魅力ある高校づくり

(ア) 市立高校の改革と施設整備の充実

京都の特性を生かした工業・商業・芸術等の専門教育を充実するなど、時代の進展に応じた

市立高校の改革や施設整備を進める。

また、「西京商業高校」については、全面改築とあわせて、起業家精神やコミュニケーション能力、情報活用能力、国際感覚等を育成する新たな学科を開設する。

(イ) 府立高校、私立高校等との連携

市内の多くの子どもたちが通っている府立高校との連携を図りつつ、高校教育の充実に努める。

また、私立高校教育の振興に向けて私立高校等への補助を行うとともに、私立高校や専修学校・各種学校と連携した進路開拓事業等を進める。

ちょっと注目！

学校施設の新しい時代への対応

- ・エレベータやスロープの設置によるバリアフリー化
- ・「防災スクールウェル（井戸）」やステンレスボールの整備，校舎の耐震補強などによる防災機能の強化
- ・学校敷地内に池・樹木・緑地を設置して，昆虫・野鳥・魚等さまざまな動植物が共生できる「学校ビオトープ事業」を推進
- ・学校のブロック塀を生け垣にし，合わせて花の庭園を整備する「花と緑のグリーンベルト事業」を推進

西京商業高校における新学科の開設

- ・校舎の全面改築に合わせ，従来の普通科・商業科の枠を越えて，起業家精神やコミュニケーション能力，情報活用能力，国際感覚等を育成する新たな学科を開設

第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち

1 すべてのひとが相互に支え合い安心してくらす

基本的方向

だれもが住み慣れた地域社会のなかで、そのひとらしい幸せな日常生活が健やかに送れるよう、保健・医療・福祉などくらしの基盤となるサービスや支援ネットワークが充実しているまちの実現をめざす。

(1) 住み慣れた地域のなかで支え合い安心してくらするしくみづくり

ア 地域社会での相互支援のしくみの再構築

(ア) 支援の必要なひとの生活を支える地域コミュニティの活性化

地域住民，社会福祉協議会や保健協議会などの保健福祉関係団体，民生委員・児童委員，ボランティア，医療機関や社会福祉事業者等との連携を強めることにより，地域社会全体で支援の必要なひとの生活を支える地域コミュニティの活性化を図る。

(イ) 地域福祉計画の策定・推進

家庭や地域において，年齢や障害の有無にかかわらず，そのひとらしい幸せな生活が送れるよう，「地域福祉計画」を策定し，身近な所での保健・医療・福祉サービスの総合的な展開を図る。

イ 福祉ボランティア活動の推進

(ア) ボランティアセンターの整備

市全域を網羅して市民の福祉ボランティアに関するあらゆる活動を支援する中核的機能を持ち，災害時には福祉ボランティア活動の総合的な拠点となる「ボランティアセンター」を開設するとともに，行政区域における福祉ボランティア活動の拠点である「区ボランティアセンター」の運営を支援する。

また，高齢者や障害のあるひとを含め，ボランティア活動への参加意欲をもったさまざまな立場の市民が実際に活動しやすいよう，同センター等における多種多様な活動プログラムの開発を支援する。

(イ) 福祉ボランティア活動に関する情報システムの充実やネットワークの構築

「ボランティアセンター」の整備に合わせ，「区ボランティアセンター」とのネットワーク化により，市域・区域における福祉ボランティアに関する情報の収集や提供，個人・グループの登録，需給調整等ができる情報システムを充実する。

また，ボランティア活動の推進団体等の関係機関やグループが，相互に情報交換したり共同で事業を行うための全市的なネットワークとして，「京都市ボランティア活動連絡会議」の創設を支援する。

(ウ) 地域における精神保健福祉に関するボランティア活動の推進

地域で生活する精神に障害のあるひとを地域で支える取組を支援するとともに，その活動を通じて効果的な啓発を進めるための「こころの健康支援パートナー」を養成する。

ウ 健康で文化的な生活を保障するための相談・援助活動の推進

生活に困窮する市民に対し，的確な相談や情報の提供をはじめ，福祉や保健等のサービスの

調整など、総合的な援助ができるよう、福祉事務所を中心に総合相談・援助活動を進める。

ちょっと注目！

ボランティアセンターの整備

- ・市全域の福祉ボランティア活動を総合的に支援する中核施設として、菊浜小学校跡地（下京区）に2003年に開館予定
- ・福祉ボランティア活動に関する情報の提供，ボランティアの登録や紹介，コーディネーター等の養成や研修等の実施
- ・災害時における福祉救援ボランティア活動の総合的な拠点

(2) 高齢者とその家族の生活を支えるサービスの充実

ア 介護保険給付対象の在宅・施設サービスの基盤整備

(ア) 介護サービスを安定して供給するための人材の育成

介護サービスの安定した供給のために不可欠な専門職種についての人材確保，高い倫理性やプライバシー尊重の徹底など介護サービスに携わる人材の質的な向上に向けて，事業者の努力のみに任せるのではなく，人材の育成や研修の充実など必要な支援を行う。

(イ) 地域的なバランスを考慮した施設整備の促進

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設*について，地域的なバランスも考慮しながら社会福祉法人や医療法人による整備を促進する。

また，比較的軽度な痴ほう性高齢者の生活支援，状態の改善を図るため，痴ほう性高齢者向けのグループホーム*について既存の家屋や施設等の活用も視野に入れて整備を促進する。

(ウ) サービス事業者の参入促進のための情報提供

介護サービスの量的確保や利用者の選択と競争によるサービスの質的な向上を図るため，多様な事業者が介護サービス市場に参入し，地域のなかで活動できるよう，市民のニーズや他の事業者によるサービスの供給状況等の情報を提供する。

(エ) 介護保険施設の運営に関する情報提供や助言・指導

介護保険施設から利用者の処遇，施設の運営や設備等についての相談があった場合，「市民すこやかセンター」において必要な情報の提供や助言・指導を行うとともに，施設に対して先進的な処遇例などの紹介を行う。

(オ) 介護サービスの評価と苦情処理体制の構築

市民がより良質の介護サービスを提供する事業者を選択できるよう，サービス評価事業として事業者による自己評価と利用者によるユーザー評価を実施し，その結果を公表する。

また，第三者による評価の導入をめざし，評価機関のあり方や実施方法についての検討を進め，サービスの質をより正確に計測するシステムをつくる。

さらに，市民からの介護サービスに関する苦情・相談については，その内容を分析したうえで事業者の提供するサービスに反映できるシステムをつくるとともに，中立的な第三者による苦情・相談処理体制の導入をめざす。

イ 介護保険給付対象外の在宅サービスの充実

(ア) ひとり暮らしの高齢者等に対する支援サービスの充実

ひとり暮らしの高齢者等が安心して生活できるよう，社会福祉法人をはじめ民間事業者等も活用した配食サービス事業の充実，老人福祉員*の増員，緊急通報システム事業の充実など，二

ーズに対応した支援サービスを実施する。

(イ) 高齢者すこやか生活支援事業の実施

介護保険の対象とはならないが、在宅生活を営むうえで援助が必要な概ね60歳以上の高齢者に対して、要介護状態への進行を予防するとともに、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、訪問介護（ホームヘルパーの派遣）、日帰り介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）等の支援サービスを実施する。

(ウ) 家庭で高齢者を介護する家族に対する支援

介護技術の向上による介護負担の軽減を図るため、家族向けの介護実習等について学習内容を充実するとともに、ホームヘルパー養成研修の受講に対する支援を行う。

また、短期入所施設に緊急対応用の入所枠を確保し、家族の急な入院など、緊急の利用に対応できる体制を整備する。

ウ 介護保険給付対象外の施設サービスの充実

介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）については、今後、施設の内容が市民の間に浸透していくにしたがって、ニーズが増大すると考えられるため、立地条件等も考慮しながら、引き続き事業者による整備を促進する。

また、老朽化した養護老人ホーム*について、入所者の処遇向上の観点から改修や建替え等の整備を進める。

エ 痴ほう性高齢者施策の推進

(ア) 専門相談体制の整備

「市民すこやかセンター」において、本人や家族からの生活や介護等に関する相談に応じる総合相談事業に加え、地域では対応の難しい高度な相談の受け皿として、専門スタッフによる相談体制をつくり、センターに併設する短期入所施設を活用しながら相談に応じるとともに、介護技術の

助言・指導を行う。

また、それらのノウハウを生かし、痴ほう介護の研究や研修を実施する拠点としての役割を充実する。

(イ) 権利擁護対策の推進

介護保険制度の導入により、これまで措置として実施してきた介護サービスはそのほとんどが事業者と利用者の契約を基本とすることになるため、民法上の「成年後見制度*」やそれを福祉面から補完する「地域福祉権利擁護事業*」についての情報提供や啓発、介護に従事するひとに対する研修、虐待や権利侵害等に対応する訪問相談援助員制度の創設、法律、社会福祉、医療等の関係機関や団体による権利擁護ネットワークの構築などに取り組む。

参照 P26 「1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される」(4)イ

ちょっと注目！

介護サービスの評価と苦情処理体制の構築

- ・ 事業者サービスの質の向上と利用者のサービス選択に役立つ介護サービスの評価の実施と結果の公表
- ・ 第三者による評価の実施に向けたサービスの質を正確に計測するシステムの構築
- ・ 苦情や相談に適切に対応し、内容を分析して事業者の提供するサービスに反映できるシステムの構築
- ・ 中立的な第三者による苦情や相談の処理体制の導入

(3) 障害のあるひととその家族を支えるサービスの充実

ア 介護等支援サービス（ケアマネジメント）体制の整備

福祉サービスの提供方式が、措置制度から利用契約制度へと移行する社会福祉基礎構造改革*

に伴い、地域でくらす障害のあるひとやその家族が、必要とする保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、本人の心身の状況や希望等を勘案して、利用するサービスの種類や内容を選択した計画を作成し、それに基づくサービスが確保できる体制を整備する。

イ 地域社会での生活を支援する在宅サービスの充実

(ア) 在宅生活を支援するサービスの充実

障害のあるひとに対して、在宅福祉サービス等の利用援助や障害当事者同士の相談（ピアカウンセリング）など、身近な地域で総合的な生活支援や情報提供等を行う「身体障害者相談支援事業」を拡充する。

また、障害の特性や日常生活の状況に応じた訪問介護（ホームヘルパーの派遣）、利用施設の拡大による短期入所生活介護（ショートステイ）を充実するとともに、精神に障害のあるひとへの適用拡大を図る。

(イ) コミュニケーション（情報伝達）手段等の確保

障害、とくに視覚、聴覚、音声言語の機能障害のあるひとが、地域で安心して生活し社会参加できるよう、情報通信機器の活用や手話通訳等の専門職員の養成など、多様なコミュニケーション（情報伝達）手段を確保することにより、障害の状態に応じて必要な情報を必要な時期に容易に入手できる体制を整備する。

(ウ) 地域における障害児（者）療育体制の充実

既存の社会福祉施設等を有効に利用し、在宅の障害児（者）に対して外来の方法や家庭等に出向いての療育や相談、各種福祉サービスの利用に関する援助等を実施する体制を整備するとともに、重症の心身障害児（者）が運動機能等の訓練を行い、あわせて保護者等が家庭における療育技術を習得できるよう、身近な地域での

通園による療育を促進する。

(エ) 障害のあるひとを介護する家族への支援の充実

障害のあるひとを介護する家族等が一時的に介護から離れ、心身をリフレッシュして介護力や家族機能を活性化できる「レスパイトサービス事業」を充実するとともに、精神に障害のあるひとの家族への適用拡大を図る。

(オ) 権利擁護対策の推進

これまで措置として実施してきているサービスが、今後、事業者と利用者の契約が基本となるため、民法上の「成年後見制度」やそれを福祉面から補完する「地域福祉権利擁護事業」についての情報提供や啓発、介護に従事するひとに対する研修、虐待や権利侵害等に対応する訪問相談援助員制度の創設、法律、社会福祉、医療等の関係機関や団体による権利擁護ネットワークの構築などに取り組む。

ウ 施設サービスの充実

(ア) 福祉ホームやグループホーム設置の促進

障害のあるひとの社会復帰や自立を促す場であるとともに、地域における生活の場である福祉ホーム*やグループホームの設置を促進する。なお、グループホームについては、公営住宅等の活用も図る。

(イ) 地域生活支援センター設置の促進

精神に障害のあるひとの日常生活に対する支援や相談、地域交流活動等を行うことにより、社会復帰と自立、社会参加の促進を図る地域生活支援センターの設置を促進する。

(ウ) 老朽化した障害者福祉施設等の整備

「京都ライトハウス」等の老朽化した障害者福祉施設について、改修や建替えを進める。

また、新たに障害のあるひとの在宅生活を支援する、通所型の総合施設としての「ふれあい

センター」の整備を進めるとともに，市南東部に障害者福祉施設を中心とした総合的な福祉の拠点となる施設を整備する。

(エ) 対象者の枠を越えた施設の相互利用の促進

障害のあるひとが身近な地域において授産施設等の各種施設を利用できるよう，障害の種別を越えた相互利用を促進する。

エ 新たな障害者基本計画の策定・推進

障害のあるひとの「完全参加と平等」という現行計画の理念を継承するとともに，社会福祉基礎構造改革を踏まえた「障害者基本計画」を策定し，障害の種別を越えた総合的な施策を進める。

ちょっと注目！

障害のあるひとの意思を尊重したサービス利用体制の整備

- ・ 2003年度以降の障害者福祉の分野における，福祉サービスの提供方式の措置制度から利用契約制度への移行（社会福祉基礎構造改革）に伴い，障害のあるひと本人の意思を尊重したサービスの選択や決定が可能となるケアマネジメント体制を構築
- ・ 障害のあるひとが地域でくらし続けられるよう，本人の心身の状況や希望等を尊重し，そのひとにとって最も適切な保健・医療・福祉サービスをコーディネートする，ケアマネージャーを育成
- ・ 2003年度の制度改正が円滑に行われるよう，各障害分野においてケアマネジメントを試行的に実施

権利擁護対策の推進

- ・ 痴ほう性高齢者や知的障害のあるひと，精神に障害のあるひとが，適切な福祉サービスを選択して契約し，安心して生活できるための支援
- ・ 「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業」についての情報提供や普及啓発
- ・ 法律，社会福祉，医療等の関係機関や団体による権利擁護ネットワークの構築

2 子どもを安心して産み育てる

基本的方向

全国的に少子化が進むなか、子どもたちにとって最も大切な役割を担う家庭を基本として、それを補完するかたちで、社会全体で子育てを支援し、子どもを安心して産み育てられるしくみづくり、子どもたちがのびのびと健やかに成長できるしくみづくりを進める。

このことにより、親が子育てを楽しいと感じ、子どもたちがいきいきと活動できる場や機会に恵まれ、親と子の笑顔あふれる、子育てのしやすいまちをめざす。

(1) 母と子のいのち・健康を守る保健医療の充実

ア 妊産婦の心身の健康の保持・増進

健康な子どもを産み育てるためには、妊産婦の心と身体の健康が重要であることから、妊産婦の疾病や妊娠の異常を検査・指導する健康相談を実施し、妊娠や子育てに関する基本的な知識の普及に努めるとともに、仲間づくりの場ともなる母親教室を開催するなど、女性の出産前後に対する支援を進める。

イ 母子保健医療体制の充実

疾患や障害を発見するだけでなく、児童虐待の早期発見に向けて親子関係の状況の把握に努めるなど、乳幼児の健康診査等を充実し、親の育児不安を解消するとともに、子どもの健全な育成を支援する。

さらに、子どもの急な病気等に対応できる小児救急医療体制を整備するとともに、現代病ともいわれるアトピー性皮膚炎等のアレルギー疾患、子ども特有の病気への対応など、母親と子どもの総合的な保健医療体制を充実する。

また、子育て家庭の医療費の負担を軽減し、安心して乳幼児が医療を受けられるよう乳幼児医療費助成制度を充実する。

ウ 子どもの事故防止

子どもたちの不慮の事故を防ぐため、子どもの事故情報の収集や広報・普及活動の推進拠点となる「子ども事故防止センター」を開設する。

ちょっと注目！

子ども事故防止センターの整備

- ・ 子どもたちの不慮の事故防止の拠点として整備
- ・ モデルハウスでの体験や事故予防の学習、応急処置の講習の実施

(2) 安心して子育てができる保育サービス等の提供

ア 子育て家庭のニーズに応じた保育サービスの充実

男女共同参画社会づくりが求められるなか、女性の社会進出の増加や就労形態の多様化などに対応する「低年齢児保育」や「時間延長保育」、「休日保育」、病気等の緊急時等に対応する「一時保育」を充実するなど、子育て家庭のニーズに対応した多様な保育サービスを提供する。その一環として保育所に通所中の児童が病氣回復期にあり、集団での保育が困難な時期に一時保育を行う「乳幼児健康支援デイサービス」の実

施箇所を拡大する。

また、地域の保育需要に合わせて保育所定員を調整し、保育所入所の待機児童の解消を図る。

さらに、保育所の開所前後や急な残業、軽い病気のときなどに、子育て家庭が相互に育児援助を行う「ファミリーサポート事業」を創設する。

イ 乳幼児保育・幼児教育の充実

民営保育所の運営の安定化を支えている職員の処遇改善制度への支援を行う。

また、子育て家庭の負担を軽減するため、保育所における国基準を下回る保育料の設定、本市の幼稚園児の9割以上が通園している私立幼稚園における就園奨励費や教材費の補助、事業費助成などを行うとともに、国と府に対し助成措置の充実を要望する。

ちょっと注目！

多様な保育サービスの充実

- ・ 0歳児から保育する「低年齢児保育」の充実
- ・ 11時間を超えて開所して保育を行う「時間延長保育」の充実
- ・ 日曜日や祝日に保育する「休日保育」の充実
- ・ 病気、リフレッシュ等のため一時的に保育する「一時保育」の充実
- ・ 病気回復期の児童の一時保育を行う「乳幼児健康支援デイサービス」の実施箇所の拡大

ファミリーサポート事業の創設

- ・ 育児の応援をしてほしいひと（依頼会員）と応援したいひと（提供会員）が、それぞれ会員登録して育児の相互援助活動を行う会員組織を創設

(3) 障害のある子どもや養護に欠ける子どもの子育て支援

ア 障害のある子どもの保育の充実

障害のある子どもを受け入れている保育所・

幼稚園に対し、新たな受入れに必要な施設のバリアフリー化に対して助成するとともに、保育士等の増員に努めるなど、障害のある子どもの保育環境の向上を図る。

また、「学童クラブ事業*」における障害のある子どもの受入れ体制の充実を図る。

イ 児童養護施設等における子育て支援の充実

仕事等により親の帰宅が夜間になることが多い家庭の子どもを対象に、児童養護施設等で親が帰宅するまで夕食をとりながら過ごす「トワイライトステイ事業」を進める。

また、児童養護施設等の児童が宿泊を伴う家庭生活を体験する「週末里親等短期里親事業」を推進する。

さらに、虐待を受けた児童を養護するため、児童養護施設等の受入れ体制を充実する。

(4) 子育ての支援を求める家庭への応援体制の構築

ア 子育て支援の総合センター機能の充実

「子育て支援総合センターこどもみらい館」において、保育所・幼稚園、私立・市立・国立の垣根を越えた共同機構としての研究・研修機能を充実するとともに、医療機関等との連携による総合相談機能、市民の多様な子育てニーズに合った講座やセミナー等を通じた情報発信・交流機能を強化する。

イ 地域から全市レベルまでの重層的な子育て支援ネットワークの充実

子育てを家庭だけの責任にとどめるのではなく、地域の各種団体等と連携しながら重層的に子どもを見守るネットワークを構築し、社会全体で子育てを支援する必要がある。

このため、保育所をはじめ、児童館、幼稚園

において、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成を行うなど、地域と連携した子育て力の向上をめざし、「地域子育て支援ステーション」の設置を進めるとともに、その機能を強化する。

また、行政区レベルの子育て支援ネットワークとして、児童福祉施設や関係機関における「子ども支援センター」の機能を強化するとともに、全市レベルでは、児童福祉センター等の拠点施設を中心とした「京都子どもネットワーク連絡会議」、たくましく思いやりのある子どもたちの育成などについて市民みんなで考え、行動し、情報発信する「人づくり21世紀委員会」の活動などを進める。

【参照】 P35「3 子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ」(1)イ

ウ ヒトリ親家庭への支援

社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭に対し、子育てについての相談や指導、経済的自立のための支援を行うとともに、家族等が傷病などにより介護の必要が生じた場合の介護人の派遣や日常の家事援助者の派遣を行うなどの支援対策を充実する。

ちょっと注目！

子育て支援総合センターこどもみらい館の機能強化

- ・ 子育て支援の中核施設としての親と子どもの新しい「集いの場」の提供
- ・ いつでも気軽に相談ができる総合相談窓口機能の充実
- ・ インターネット等による子育て情報の発信
- ・ 保育所・幼稚園、私立・市立・国立の垣根を越えた子育ての共同機構による研究・研修機能の充実
- ・ 市民と関係機関等が一体となった子育て支援ネットワークづくり

(5) 子どもたちがのびのびと健やかに成長できるしくみづくり

ア 子どもたちのさまざまな体験の場づくり

(ア) 高齢者と子どもの交流促進

子どもたちが老人ホームを訪れるなど、長い人生経験のなかでさまざまな知恵を蓄え、またゆとりある時間をもつ高齢者と世代を越えて交流できるしくみをつくる。

(イ) 子どもの遊び場や居場所の確保

自然のなかでの体験やふれあいを通じて、子どもたちの感性を豊かにする身近な遊び場として、宝が池公園「新・子どもの楽園」や地域の公園緑地を整備する。

また、地域における学校施設の活用や神社仏閣等の開放の促進と地域のボランティアの協力により、子どもたちの多彩な体験的活動の場の提供を図る。

【参照】 P79「1 美しいまちをつくる」(3)ア(ア)

(ウ) 児童館・学童クラブ事業の充実

「1 中学校区1 児童館」を基本に、学校の余裕教室や敷地等も活用しつつ、地域の需要に応じた児童館の計画的な整備を進めるとともに、「学童クラブ事業」の実施箇所を拡大する。

また、子育て家庭の就労形態の多様化に対応するため、同事業の実施時間を延長する。

イ 子どもの虐待防止と権利擁護

児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応、再発防止を図るため、児童相談所の機能や体制を充実するとともに、市民への広報・啓発活動の推進、関係機関の協力・連携体制を強化する。

また、「児童の権利に関する条約」、「児童福祉法」の理念に基づき、子どもを大人が保護・指導する対象としてだけではなく、子ども自身の意思を尊重した権利擁護システムを構築する。

【参照】 P26「1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される」(3)ア

ちょっと注目！

児童館・学童クラブ事業の充実

- ・「1 中学校区 1 児童館」を基本に，地域の子ども数に応じ複数設置を視野に入れた，柔軟な児童館整備
- ・子育て家庭の就労形態の多様化に対応し，学童クラブ事業を時間延長

3 心身ともに健やかにくらす

基本的方向

すべての市民が、その生涯を通して心身ともに健やかにくらすよう、市民ひとりひとりの心身の健康づくりへの意識を高めるとともに、総合的な保健予防対策や衛生的な生活環境づくりによって健康に生活できる環境を整備し、適切な保健・医療サービスが受けられるまちの実現をめざす。

また、生涯を通して、だれでも、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる豊かなくらしの実現に向け、市民やスポーツ振興団体等との連携の下、スポーツに親しむ機会と場の提供に努める。

(1) 市民ひとりひとりの健康の増進

ア 市民みずからが主体となっていく健康づくり

(ア) 健康の自己管理意識の高揚

健康診査や健康教育等の保健事業を通じて、自分の健康は自分で守るという市民ひとりひとりの健康に対する自己管理意識の高揚を図る。とくに喫煙については、その健康に及ぼす影響に関する情報の提供や公共の場所における分煙対策、禁煙支援などを進める。

(イ) 多様な健康づくり活動の促進

市民がその年齢や体力に応じて、安全で効果的な健康づくりを自主的に行えるよう、「健康増進センター」や保健所等における多様な健康づくり事業を進めるとともに、地域のなかで自主的に健康づくりの実践活動を進めるグループに対する支援を行う。

(ウ) 地域ボランティア活動の促進

市民参加による地域に根ざした保健事業を展開するため、保健協議会等の活動を通じて地域ボランティアの育成を促進する。

イ 保健所を中心とした健康づくり

(ア) 生活習慣の改善をめざした一次予防*の推進
各世代に応じた健康づくりに関する正しい知識を普及するため、健康に関する情報の収集や発信の機能を充実する。

また、生活習慣の改善が重要であることから、栄養、運動、休養、喫煙、アルコール等に関する正しい生活習慣の普及啓発を進める。

(イ) 健康についての評価に基づく保健サービスの実施

老人保健事業の機会を活用して個人の生活習慣や社会・生活環境などを把握し、それらの評価（ヘルスアセスメント）を基に、市民ひとりひとりに応じた健康教育や訪問指導等の保健サービスを計画的に実施する。

また、健康診査等の結果資料を活用し、効率的、総合的な保健事業を実施するための情報システムの導入を図る。

(ウ) 介護を要する状態になることの予防の推進

寝たきりや痴ほうの原因となる疾患を予防し、高齢期になってからの生活の質を高めるため、機能訓練や訪問指導等の老人保健事業、歯科疾

患予防対策等を進める。

また、退院した脳卒中患者等が寝たきりになることを防止し、充実した生活が送れるよう、地域におけるリハビリテーションを支援する体制を整備する。

(2) 市民の健康をしっかりと守る取組の推進

ア 健康危機管理体制の整備

医薬品、毒物・劇物、食中毒、感染症、その他何らかの原因による市民の生命や健康を脅かす事態に対し、情報の入手から医療体制の確保までを円滑に進め、被害の発生予防や拡大防止のために迅速な対応がとれるよう、関係機関との連携の下に危機管理体制の整備を進める。

イ 難病対策の推進

難病*患者等が地域において安心して生活できるよう、医療相談や介護サービス等を実施するとともに、訪問相談の体制を整備するなど、保健所が中心となって、在宅の難病患者等に対するきめ細かな療養支援を行う。

ウ 結核をはじめとした感染症対策の推進

(ア) 感染症についての正しい知識と理解の普及啓発

感染症とその予防についての正しい知識の普及、患者・感染者の人権擁護に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行う。とくに、再興感染症*である結核については、検診が確実に実施され、早期に発病予防や発見ができるよう、健康診断の実施義務者や検診対象者への働きかけを進める。

【参照】P28「1ひとりひとりが個人として厚く尊重される」(8)ア

(イ) 発生に関する情報の提供

市民や医療機関等に対して注意を喚起するとともに、適切な予防対策が講じられるよう、発

生動向調査等の情報を速やかに提供する。

(ウ) 感染症医療についての基盤整備

市民が安心して感染症医療を受けることができるよう、習熟した医師等の育成や確保、感染症指定医療機関の施設整備や搬送体制の充実など、地域における基盤整備を進める。

エ 歯科保健対策の推進

高齢化が進展するなか、生活の質を高める快適な食生活を支える歯の健康はますます重要になるが、壮年期から増加する歯科疾患は個人の生活習慣に大きく影響されるため、8020運動（80歳で20本の歯を残す運動）を推進し、幼児期、学齢期からの歯科保健指導や学童う歯対策事業をはじめ、成人、妊婦歯科健診相談指導、歯周病予防の健康教育など、「歯の健康づくり」を進める。

(3) 保健医療サービスを支える体制の整備

ア 保健所の機能強化

人口の高齢化や出生率の低下、疾病構造の変化など、地域保健を取り巻く状況の変化を踏まえ、保健所が企画調整機能を有する中核機関としての役割を果たせるよう、健康づくりを市民とともに進める拠点、あるいは地域における健康危機管理の拠点、精神保健福祉を推進する拠点等としての機能強化を図る。

イ 京都市立病院の整備

市民の健康と福祉の保持増進を目的とした医療を推進するとともに、生命の尊重と人間愛を基本に高い倫理観と徹底したインフォームドコンセント*に基づいた医療サービスを提供する自治体病院として、さらに災害時における後方医療活動や応急救援活動等の地域医療を支える拠点として、「京都市立病院」を整備する。

ウ 京都市衛生公害研究所の再編・整備

地域保健，生活衛生，環境保全に関する中核研究所として，地域保健対策の効果的な推進と健康危機管理能力の向上をめざし，「京都府保健環境研究所」との業務の共同化を図り，より効率的に密度の高い調査研究，試験検査等を行えるよう，「京都市衛生公害研究所」を再編・整備する。

エ 看護婦（士）の確保

高齢化の進展や介護保険制度の導入，疾病構造の変化など，市民の健康を取り巻く状況の変化に的確に対応し，求められる人材を育成，確保するため，「京都市立看護短期大学」について，4年制への移行等を含めた今後のあり方を検討するとともに，看護婦（士）養成施設への助成等を通じて看護婦（士）の確保に向けた対策を進める。

(4) 精神保健・医療・福祉サービスを支える体制の整備

ア こころの健康増進センターの機能強化

市民のこころの健康の保持増進から，専門スタッフの育成，保健所の精神保健福祉活動に対する支援，精神障害の予防や治療，精神に障害のあるひとの社会復帰の促進まで，「こころの健康増進センター」が，本市の精神保健福祉の中核機関としての役割を果たせるよう，その組織体制を含めた機能の強化を図る。

イ 精神科救急医療システムの整備

精神科医療が入院中心の治療体制から通院や地域ケアを中心とする体制へと変化するなか，精神に障害のあるひとが地域で安心して生活できるよう，精神疾患の急激な発症や症状の悪化に対応し，早期に治療できる精神科救急医療システムの整備を進める。

(5) 生活衛生の推進

ア 食品衛生対策の推進

食品を取り扱う事業者に対し，原材料の調達から最終製品の出荷までの全工程を対象とした新たな管理手法であるHACCP（ハサップ）方式*の導入について助言・指導を行い，食品の製造，加工等の各段階における衛生管理の高度化を図る。

また，食中毒を予防するための情報提供，講習会，家庭用手引書の作成等の啓発活動や原因究明の迅速化を図る検査機器の整備を進める。

イ 総合的な居住衛生対策の推進

住まいの空気環境に起因するアレルギーや化学物質過敏症等の健康被害に関する情報の提供，居住衛生の調査や指導など，従来の屋内性害虫や飲用水対策と合わせた総合的な居住衛生対策を進める。

ウ 動物愛護対策等の推進

家庭動物の飼育，健康相談や危害の防止，生活環境の保全など家庭動物の諸問題に対応するとともに，子どもに対する情操教育の場としての「動物愛護センター」を設置するなど，動物愛護事業を進める。

また，ペットを介して感染症に罹患する危険性が增大していることから，人畜共通感染症の流行状況を把握するとともに，市民に対する啓発や指導を行う。

(6) 保健医療施策の計画的な推進

ア 新たな保健医療計画の策定・推進

少子高齢化の進展，疾病構造の変化，健康への関心の高まり，介護保険制度の導入や社会福祉基礎構造改革など，市民の保健・医療・福祉を取り巻く状況が大きく変化するなかで，新た

な「保健医療計画」を策定し、今後の保健医療施策を総合的、計画的に実施する。

イ 市民健康づくりプランの策定・推進

国が進めている21世紀における国民の健康づくり運動「健康日本21*」の趣旨を踏まえ、壮年期死亡の減少や健康寿命（寝たきりや痴呆にならずに生活できる期間）の延伸を目的とし、生活習慣上の危険因子など指標となる具体的な目標を定めて、その目標を達成するための諸施策を体系化した「市民健康づくりプラン」を策定する。

また、それに基づき、医療機関、企業、団体、報道機関、非営利団体、職域保険者、学校等との連携体制の構築による市民健康づくり運動を進める。

ちょっと注目！

市民健康づくりプランの策定・推進

- ・ 国が進めている21世紀における国民の健康づくり運動「健康日本21」の趣旨を踏まえた、市民健康づくり運動を展開
- ・ 人生の各段階に応じた健康づくり（一次予防）の推進
- ・ 生活習慣を改善し、健康づくりに取り組もうとする個人を社会全体として支援していく環境を整備
- ・ 医療機関をはじめ、企業、団体、報道機関等との連携のとれた効果的な運動の推進

(7) スポーツ活動の機会や施設に恵まれたまちづくり

ア スポーツ振興事業の充実

(ア) 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動への支援

地域を中心としたスポーツクラブ活動の普及・振興、青少年スポーツの活性化や活動の場の

確保など、地域における市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動への支援を充実する。

(イ) みんなで楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の普及

高齢者や障害のあるひと、子どもたちをはじめ、だれもが気軽に体を動かすことができるよう、ニュースポーツ*を含め、市民に親しみやすいスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興を図る。 【参照】P31「2 すべてのひとがいきいきと活動する」(2)オ

(ウ) 国際的な競技大会の誘致・開催

国際的な競技大会の誘致や「京都シティハーフマラソン」の開催により、スポーツの振興のみならず、永い歴史と文化の都を舞台に展開する新しい「スポーツ文化」の世界への発信をめざすとともに、競技参加者と多くの市民との交流を深め、国際親善意識を高める取組を進める。

イ スポーツ・レクリエーション施設の整備

(ア) 全天候型運動施設の整備

天候等に左右されることなく市民がスポーツやレクリエーション等、多目的に利用できる全天候型運動施設の整備を進める。

(イ) 地域体育館の全市的な配置や公共空間等の活用

地域におけるスポーツ活動拠点となる地域体育館の全市的な配置を進めるとともに、河川敷等の公共空間の多目的利用、民間施設や遊休地のスポーツ施設としての活用を検討する。

(ウ) 自然とふれあえる活動の場の整備

京都の豊かな自然環境を育んでいる周辺の山々や水辺環境などを生かした、自然とふれあえるスポーツ・レクリエーション活動の場を整備する。

ウ スポーツ振興体制の充実

体育振興会、体育協会などスポーツ振興組織の活動への支援を行うとともに、体育指導委員

や有資格指導者等の活用により，市民がスポーツ活動に取り組みやすい体制づくりを進める。

また，スポーツ教室やスポーツサークル，各種大会等のスポーツに関するさまざまな情報を提供できるシステムの拡充を図る。

エ 市民スポーツ振興計画の推進

多種多様化する市民のスポーツに対するニーズにこたえ，地域と共生したスポーツ文化を築くため，「市民スポーツ振興計画」に基づき，市民みずからの好みや条件に応じて，生活のなかで自由に楽しむことができるスポーツ活動の振興を図る。

ちょっと注目！

全天候型運動施設の整備

- ・ 市民スポーツにおける中核施設として位置付け，屋外種目に対応し，市民がスポーツやレクリエーションなど，多目的に利用できる施設を整備

第3節 だれもが安心してくらせるまち

1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる

基本的方向

「地球温暖化防止京都会議（COP3）」の開催都市として、市民、事業者、行政の連携の下、経済的手法の検討も含め、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減や資源・エネルギーの有効利用など総合的な地球温暖化防止対策に積極的に取り組むとともに、ごみの発生抑制とリサイクル、廃棄物の適正処理を推進する。

さらに、豊かな自然環境との調和を図りつつ、市民の自主的な環境保全の取組を支援することで、ひとりひとりがくらしに節度をもち、環境への負担の少ない持続可能なまち「環境共生型都市・京都」を実現する。

(1) 「京のアジェンダ21フォーラム」を核とした環境問題への取組

ア 市民、事業者、行政等の対話と協働による環境問題への取組

環境と共生する持続型社会への行動計画「京のアジェンダ21*」の推進組織である「京のアジェンダ21フォーラム」を核として、市民、事業者、行政等の対話と協働による地球温暖化防止に向けた環境問題への取組を進める。

イ 環境にやさしいくらしへ誘導する省資源・省エネルギーのシステムづくり

ものの長期使用、ごみの減量、リサイクルしやすい商品の購入、無駄の少ないエネルギーの利用など、市民ひとりひとりの環境にやさしいくらし（エコライフ）への誘導と住まいの断熱化、太陽エネルギー等の自然エネルギーの利用など、省資源・省エネルギーのシステムづくりを進める。

ウ 環境配慮型商品の市場拡大と環境を大切にする消費者づくり

事業者に対しては環境に配慮した商品づくりを行うことを、また一方、消費者に対しては環

境を大切にした商品を購入することを促すとともに、製造業者、流通業者、消費者等が連携・協働して、環境への負担を減らした商品を積極的に購入するグリーン購入ネットワークづくりを進める。

エ 循環型の新しい産業システムづくり

資源・エネルギー循環型の新しい産業構造への転換をめざし、環境にやさしい取組を進める事業者等を認証する「京都版環境管理認証制度（KES）」を創設し、より多くの事業者等が環境保全活動に取り組むように誘導するとともに、それらの事業者等の連携による資源・エネルギーの循環を重視した事業を促進する。

オ 環境にやさしい新しい観光都市づくり

多様化する観光客のニーズに対応して、環境学習の施設や自然とのふれあいを体験できる地域などをつなぐ観光コースの開発、徒歩や自転車による観光、使い捨て用品の削減など宿泊施設における環境への配慮の促進などにより、環境を大切にした旅（エコツーリズム）の視点から新しい観光都市づくりを進める。

参照 P66「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)エ
P96「2 魅力ある観光を創造する」(1)オ

カ 環境にやさしい交通体系づくり

公共交通機関や自転車を利用しやすいまちづくり，排出ガスの少ない車や低燃費の車など環境への負担の少ない自動車の普及，公共交通機関への転換等による自動車交通量の抑制など，環境にやさしく，子ども，高齢者，障害のあるひとや旅行者にもやさしい交通体系づくりを進める。

【参照】P66「4 歩いて楽しいまちをつくる」(2) (3) (4) (5)

キ 地域の文化や環境を活用する地域まると博物館づくり

世界に誇る文化遺産や有形無形の文化財，環境にやさしい京都の伝統的なライフスタイルと結びついた伝統行事や工芸品，町衆の生活，さらには豊かな自然環境などを，地域まると博物館（エコミュージアム）として市民とともに生涯学習や観光資源に活用するとともに，それらを次世代に継承する。

【参照】P66「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)エ

ちょっと注目！

京都版環境管理認証制度（KES）の創設

- ・ 環境問題に関心をもつ多くの事業者，団体等が日常的に環境保全活動に取り組むことができるよう，規格の内容が平易で取り組みやすく，低コストで取得できる京都市独自の認証制度を創設

エコツーリズムの推進

- ・ 宿泊施設等，観光関連施設における環境保全活動の取組促進
- ・ 京都ならではのエコツアーに関する企画・調査・研究や情報発信

地域まると博物館（エコミュージアム）づくり

- ・ 世界文化遺産，有形無形の文化財，祭などの伝統行事，工芸品，町家にみられる環境にやさしいライフスタイル，豊かな自然などを，市民とともに生涯学習や観光資源に活用し，次世代に継承

(2) 環境と共生するくらしの実現

ア 豊かな自然環境の保全・活用

生物の生息空間の保全，都市防災力の向上，潤いのある景観の形成，レクリエーションの場の提供など，水と緑の多様な効用を生かした豊かな都市環境を実現するため，三方の山々と鴨川，桂川，宇治川など大きな川を骨格に，地域ごとの特性に応じて，豊かな自然や歴史的景観の保全，河川環境の保全・創造，公園緑地の整備，農地の計画的保全・活用などを図り，市域全体での水と緑のネットワークを形成する。

また，自然体験などを通じて自然や生態系のしくみを理解し，自然を大切に^{はぐく}する心を育ていけるよう，公園，散策道，水辺環境など自然とふれあえる場や機会を確保する。

【参照】P79「1 美しいまちをつくる」(3)エ

イ 環境教育・学習の推進

(ア) 環境に関する教育・学習の場の提供

地球規模に拡大した環境問題を身近な所から考え，マイカーの自粛や美化・清掃活動，リサイクル活動など，ひとりひとりが身の回りのできることから主体的に実践することにより，環境への理解を深め，環境を大切に^{はぐく}する心を育成する。

(イ) 環境学習・エコロジーセンターの整備

ごみ問題から地球環境問題まで幅広い視点に立った「環境意識」の定着を図るため，市民や事業者が「学び・育つ」，「調べ・考える」，「参画し・行動する」という“3つの場”の拠点となる「環境学習・エコロジーセンター」を整備する。

また，環境情報システムを構築し，環境の現状や各種の取組についての情報を提供するとともに，市民との双方向の情報交換を行う。

ウ 資源・エネルギーの有効利用

(ア) 省エネ型ライフスタイルの実践の支援

家庭での環境家計簿*の利用促進，市民，事業者，環境NGO（非政府組織）等の連携による温暖化防止活動優秀団体等の表彰や実践活動報告などにより，省エネ型ライフスタイルの実践を支援する。

(イ) 環境マネジメントの国際規格 ISO14001の認証取得

環境への負担の少ない持続可能なまちの実現をめざし，本市の環境管理システムを構築するため，市役所の本庁舎をはじめ，公的施設について率先して環境マネジメントの国際規格ISO14001*の認証取得の拡大を進める。また，民間施設における取得への支援を行う。

(ウ) 新エネルギーの利用促進

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を抑制するため，市民，事業者，行政の連携の下，「地域新エネルギービジョン」に基づき，太陽光発電や太陽熱利用，廃棄物発電，燃料電池など新エネルギーの導入を促進する。

(エ) 環境保全に向けた市の先導的な取組の推進

市内有数の大事業者，消費者である市役所が率先して，環境保全活動を展開する企業からの環境への負担の少ない製品やサービスの購入，市バスや公用車への低公害車の導入など，環境保全に向けたエコオフィスづくりを進める。

また，公共建築物の長寿命化や屋上緑化，雨水や自然エネルギーの有効利用，道路等の公共空間におけるリサイクル材の利用などによる，環境への負担の少ない公共施設の整備を進める。

さらに，費用対効果を考慮するなど，効率的に環境政策を進めるための評価手法を検討する。

エ 生活環境の保全

(ア) ダイオキシン類対策の推進

大気，河川水質・底質，土壌，地下水に加え，人体に直接影響を及ぼす恐れのある母乳，農作物，上水道におけるダイオキシン類*濃度調査を実施し，ダイオキシン類による環境汚染の防止と市民の健康の保護を目的とした総合的，計画的な対策を進める。

また，クリーンセンターをはじめとする本市の焼却施設について，ダイオキシン類の排出削減対策を進めるとともに，民間の廃棄物処理施設や小型焼却炉についても排出抑制に向けた指導を行う。

(イ) 大気汚染対策の推進

工場・事業場への規制や監視，公害防止協定の締結，大気汚染状況の常時監視を行うとともに，有害大気汚染物質の調査を継続実施する。

(ウ) 水質汚濁対策の推進

河川や地下水の状況を把握するため，常時監視を行うとともに，水質汚濁物質を排出する工場・事業場に対して規制や監視を行う。

(エ) 騒音・振動・悪臭対策の推進

騒音，振動に関する工場・事業場や建設作業への規制や監視を実施するとともに，悪臭物質の排出により，周辺の生活環境に影響を与えていると判断される工場・事業場に対し，悪臭の測定や調査を実施する。

(オ) 自動車公害対策の総合的な取組の推進

自動車騒音や大気汚染など自動車公害から生活環境を保全するため，排出ガス最新規制適合車の民間への普及拡大や流通部門の共同集配化，公共交通機関の優先運行システムの導入，低騒音舗装*の敷設や道路緑化等による沿道環境改善

事業の推進，低公害車導入への融資制度の充実など，関係機関と連携した総合的な取組を進める。

- (カ) 上下水道整備などによる水質保全・多目的利用
安全な水を安定して供給するため，浄水処理方法の高度化の研究を進めるとともに，水道施設の整備を進める。また，市内河川や下流水域の水質保全のため，下水道施設における高度処理を進めるとともに，合流式下水道施設の改善や下水道未普及地域への下水道等の整備を進める。

さらに，下水処理場やポンプ場の公園としての利用，下水管内の情報通信網としての利用など，多目的利用の検討を進める。

オ 環境に配慮したまちづくりを進める環境影響評価制度の推進

開発事業等の実施に際し，「環境影響評価法」の対象としていない種類の事業やより小規模な事業を対象として，計画の早い段階から環境への配慮を促す事前配慮指針や事後調査を定めた「環境影響評価等に関する条例」に基づき，その環境に及ぼす影響を事前に調査・予測・評価するなど環境保全に十分配慮を加えることにより，公害を未然に防止するとともに，自然環境や文化環境の保全に努める。

カ 国立総合地球環境学研究所の整備支援

地球規模の環境問題の解決に向け，人文・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野を総合化し，新しい視点に立って研究を行う「国立総合地球環境学研究所」の整備を支援する。

参照 P102 「3 大学の集積・交流が新たな活力を生み出す」(5)ア
P105 「1 個性と魅力あるまちづくり」(1)ア(ウ)

ちょっと注目！

環境学習・エコロジーセンターの整備

- ・ 市民，事業者，環境NGO（非政府組織），青少年科学センターなどと連携を図りながら，環境意識の定着に向けた環境学習を展開
- ・ 青少年科学センター敷地内に2002年開所予定

市役所のISO14001の認証取得

- ・ 環境への負担の少ない持続可能なまちの実現をめざし，自主的・積極的に環境管理システムを構築するため，山科区役所，青少年科学センター，東部クリーンセンター等につぐ，市役所（本庁舎）での環境マネジメントの国際規格の認証を取得

新エネルギーの利用促進

- ・ 公共施設への太陽光発電システムなど新エネルギーの導入
- ・ 廃食用油のバイオディーゼル燃料化

ダイオキシン類対策の推進

- ・ 健康影響調査や大気，土壌，水質などの常時監視の強化
- ・ クリーンセンターにおける排ガス対策などのダイオキシン類排出削減対策の推進

低公害車の導入促進

- ・ 市バス・公用車の低公害化
- ・ 民間部門における低公害車導入に対する支援
- ・ アイドリングストップ運動の展開

下水の高度処理

- ・ 市内河川の水環境の向上，淀川・大阪湾の水質改善，阪神圏1,100万人の上水道の水質保全を図るため，下水中の窒素，リン，色等を除去する高度処理を推進

(3) 廃棄物を出さない循環型社会の構築

ア 循環型社会形成推進基本法の理念を踏まえた取組の推進

循環型社会の形成に向けた取組の基本的枠組みである「循環型社会形成推進基本法*」に基づき、市民、事業者、行政の役割分担を明確にしつつ、廃棄物の発生抑制や再資源化、適正な処理を進める。

イ ごみの発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進

(ア) 市民と一体となったごみの減量とリサイクルの促進に向けた行動計画の推進

ごみの発生しない循環型の産業社会の形成をめざすゼロエミッション*を基本に置き、ごみの減量とリサイクルの促進に向け、「ごみ減量推進会議*」を中心とした、市民、事業者、行政の協働による取組を進める。

(イ) 廃食用油を利用したディーゼルエンジン燃料化事業の推進

地域住民の協力の下、廃食用油の回収事業を全市域に拡大するとともに、回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料に精製するための施設を建設し、燃料の安定供給と市内における資源循環の確立を進める。

(ウ) ごみ減量・リサイクル推進店の拡充と不用品・古紙リサイクルの推進

事業者や市民のごみ減量意識の高揚を目的とし、ごみの減量やリサイクルの推進に積極的に取り組んでいる店を「めぐるくんの店*」として認定し、その拡充を進める。

また、ごみの発生抑制や減量化を図るため、「不用品リサイクル情報案内システム」により市民から寄せられた不用品の再利用に関する情報提供を進めるとともに、古紙リサイクルの推進と再生紙の利用を促進する。

(エ) 大規模事業所に対するごみの減量指導の充実
大規模事業所から排出されるごみの減量指導を充実するとともに、対象事業所のさらなる拡大を検討する。

ウ 資源ごみの分別収集の拡充

ごみの減量やリサイクルを促進するため、缶・びん・ペットボトルに加え、プラスチック製容器包装廃棄物など「容器包装リサイクル法*」を踏まえた分別収集への取組を拡充する。また、缶・びん・ペットボトル排出のための推奨袋を利用して、適正な排出ルールの徹底を市民に呼びかける。

さらに、紙パック、使用済筒型乾電池の回収を促進するため、回収拠点の増設を進める。

エ 建設副産物や下水汚泥等の有効利用

コンクリート、アスファルト、木材等の建設副産物の発生抑制、再利用の促進や適正処理を図るとともに、土砂については、「建設発生土情報交換システム*」を活用することにより工事間流用に取り組み、再利用を促進する。

また、下水道施設から発生する汚泥を建設資材として有効利用することにより処分量の減量化を図るとともに、下水道処理水や貯留雨水の有効利用を進める。

オ 産業廃棄物の適正処理体制の確立

(ア) 発生抑制、減量化、再資源化の推進

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対し、廃棄物の発生抑制や減量化の視点を明確にした処理計画作成の指導を行うとともに、リサイクル情報の提供システムの構築や廃棄物交換制度*の推進により、事業者が行う廃棄物の発生抑制、減量化、再資源化の取組を支援する。

(イ) 適正処理の推進

廃棄物の不適正処理に伴う生活環境保全上の

支障を生じさせないよう、野外焼却や不法投棄などを防止するため、悪質業者に対しては法律を厳格に適用するなど、監視・指導体制の強化を図るとともに、産業廃棄物管理票制度*による処理情報管理システムの確立により適正処理を推進する。とくに、有害廃棄物に関する徹底した管理を図る。

(ウ) 処理・処分施設の設置促進

事業者の設置する施設でのダイオキシン類による環境汚染などが社会問題化しているが、産業廃棄物の処理・処分施設や再資源化施設は、健全な産業活動に必要な施設であり、周辺住民の生活環境の保全に十分配慮した安全で信頼性のある施設の整備促進を図る。

(エ) 社会意識の高揚

産業廃棄物の処理については、不適正処理による環境汚染の発生など、社会的に信頼が低下している。このため、表彰制度を導入するなど優良事業者、業界団体の育成に努める一方、市民参加型の普及啓発事業として、市民とともに取り組むシンポジウムやフォーラムを行い、産業廃棄物に関して正しい認識を深めるための取組を進める。

カ 廃棄物処理施設の整備

(ア) クリーンセンターの再整備

将来の可燃ごみ量に対応するとともに、適正で確実なごみ処理を継続するため、耐用年限を迎えるクリーンセンターについては、ダイオキシン類を低減化するなどの最新設備を備えたものへと、順次、建替えや改修整備を進める。

また、これに合わせて、ごみの焼却時に発生する余熱エネルギーを利用した、広く市民が利用できる施設の整備を検討する。

(イ) 中間処理施設の整備

缶・びん・ペットボトルのリサイクルの促進

に対応した中間処理施設の整備を進めるとともに、プラスチック製容器包装廃棄物の中間処理施設の整備に取り組む。

(ウ) 焼却灰溶融施設の整備

クリーンセンターにおけるごみの焼却灰から、長期的安定性に優れ、埋立ての際の覆土材等として利用可能な固化物（溶融スラグ）を生成して再資源化する焼却灰溶融施設を整備する。

ちょっと注目！

資源ごみの分別収集の拡充

- ・ 缶・びん・ペットボトルに加えて、プラスチック製容器包装廃棄物などの分別収集の拡充
- ・ 紙パック、使用済筒型乾電池などの回収拠点の増設

下水汚泥のリサイクルの推進

- ・ 下水処理場から発生する汚泥の減量化、建設資材などへの有効利用を推進

2 災害に強く日々のくらしの場を安全にする

基本的方向

21世紀前半は近畿内陸の活断層が活動期にあるといわれるなか、木造建築物や袋路の多い京都のまちの特色に配慮するとともに、貴重な文化財を守るという歴史都市の課題を踏まえ、地震などの大規模災害や火災への備えを充実する。

このため、都市の空間や建築物の防災機能を強化するなど、災害に強いまちづくりに取り組むとともに、ひとりひとりが災害から身を守る知恵や工夫を日々のくらしのなかに生かす災害に強いひとづくり・組織づくりを進める。

(1) 京都のまちの特色に配慮した災害に強いまちづくり

ア 災害に強い都市空間の形成

地震などの大規模災害に強い都市づくりを進めるため、地震被害想定の見直しをはじめとした災害対策等の調査研究を行い、避難対策や備蓄施設を確保するなど、災害時に不特定多数のひとが利用する建築物や地下街、避難場所や避難路となる公園や道路等の公共空間の防災機能の強化を進める。

また、高度情報化に対応した上下水道施設の管理システムの構築や共同溝*の整備など、ライフラインの防災性の向上に努めるとともに、情報通信網の整備として、光ファイバー*の下水管内敷設の検討を進める。

【参照】 P92「1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ」(2)イ(ウ)
P116「3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり」(1)ア

イ 災害に強い建築物、すまいづくり

防災活動や避難の拠点となる市・区庁舎、消防署、学校施設など公共建築物の耐震改修を推進するとともに、「木造住宅耐震診断士派遣事業」の実施などにより、民間建築物の耐震診断、耐震改修を促進する。

また、不特定多数のひとが利用する施設にお

ける消防用設備の設置指導、住宅用防災機器の普及、家庭や地域ごとの防災指導の強化などによる安全対策を進める。

さらに、京都らしい木造の町並みを将来にわたって継承していくため、合意形成の図られた一定の区域における新たな規制誘導策の創設、袋路の協調建替え*の促進など、京都のまちの特色に配慮した災害に強いすまいづくりを進める。

ウ 災害に強い水環境の整備

(ア) 上下水道施設の防災対策の推進

浄水場施設や配水管等の耐震化、配水池の増強や耐震性貯水槽の整備などにより、災害時の飲料水を確保する。

また、下水道施設の改築や既設幹線の連結、下水処理場やポンプ場における基幹施設・設備の複数系列化などにより、耐震性やシステム全体の安全性・柔軟性を高める。さらに、浸水に対する安全性を向上させるため、河川事業と連携して、雨水幹線やポンプ場の整備を進める。

(イ) 防災水利構想の策定

河川、池、井戸、地下水等のさまざまな水源を活用し、親水空間の創出などにも配慮しつつ、消火用水、飲料水、生活用水など命の糧となる水

の確保に努め、地域ごとに必要な水利を身近な場所に確保するための「防災水利構想」を策定する。

(ウ) 耐震性貯水槽等の整備

地震発生時における消火用水や飲料水の確保を目的に、耐震性貯水槽等の計画的な整備を行う。

エ 治山・治水対策の推進

水害を防止するための河川整備については、河川のもつ多様な自然環境や潤いのある水辺空間の場としての機能を生かした治水対策を進めるとともに、下水道事業などとの連携による河川への集中的な雨水の流出を抑制する総合的な治水対策を進める。

また、山、崖崩れなどの地盤災害を防止し、宅地の安全を確保するための規制・指導を徹底するとともに、森林を保全・育成する。

さらに、台風や大雨による水害発生時に迅速に対応するため、地理情報システム（GIS）などを活用した被害予想シミュレーション機能を有する総合的な水害対策支援システムを整備する。

ちょっと注目！

高度情報化に対応した上下水道施設の管理システムの構築

- ・ 水道管路情報のデータベース化を進め、維持管理の効率化や事故等への迅速な対応が可能な水道管路情報管理（マッピング）システムを構築
- ・ 下水道施設情報のほか、浸水被害や維持管理履歴等をデータベース化し、災害時における迅速な対応を可能にする下水道台帳システムを充実することにより、新たに下水道維持管理情報システムを構築

ライフラインの共同溝の整備

- ・ 暮らしに欠かせない電気、ガス、上下水道などライフラインの安全性・信頼性の向上を図る共同溝の整備とネットワーク化を推進

建築物の耐震性の向上

- ・ 新耐震基準実施（1981年5月）前に建てられた木造住宅の地震に対する安全性の確保と市民意識の向上をめざした「木造住宅耐震診断士派遣事業」を推進
- ・ 新耐震基準実施前に建てられた公共施設の耐震改修を推進

防災水利構想の策定

- ・ 大規模災害時に必要となる消火用水や飲料水、生活用水を確保するため、河川、池、井戸、地下水などさまざまな水源を活用し、地域ごとに必要な水利を身近な場所に確保することを目的に策定

総合的な治水対策の推進

- ・ 西羽束師川等の流域において、河川、下水道等の連携により、河川改修や雨水幹線、ポンプ場、雨水貯留池の整備などの総合的な治水対策を推進

(2) 災害から身を守る知恵や力をつける災害に強いひとづくり

ア 歴史的な町並みを災害から守る市民ひとりひとりの災害対応力の向上

災害発生時に効果的な応急・復旧対策を実施するためには、市民ひとりひとりが防災に対する知識や技術をもち、それに裏付けられた行動力を発揮することが一層求められている。

とくに、京都は戦前の木造住宅の比率が高く、袋路など狭い通路も多いなど、災害に対して脆弱な都市構造を有しており、震災時には、同時多発的な火災発生のおそれがあるとともに、交通機能の麻痺や断水などにより消防活動が阻害され、被害が甚大になることが予想される。

このため、地震対策調査結果や危険箇所情報などの各種防災情報や災害情報を市民や京都を訪れるひとびとに対して多様な手法で提供する。

また、災害時に地域の防災活動の中心的存在

となる自主防災組織*リーダーの養成，職場や地域等のさまざまな場における防災教育や防災訓練などの実施，出火防止対策や初期消火体制の充実など，市民ひとりひとりの防災意識や災害時における対応力の向上を図る。

イ 高齢者や障害のあるひと，子どもや若者に対する防災安全対策の推進

高齢者や障害のあるひとの災害時の安全を確保するため，各種福祉団体と連携を図りつつ，介護支援専門員やホームヘルパーをはじめとする保健福祉に携わるひとを防火アドバイザーとして養成し，きめ細かな防災指導を行うなど，地域ぐるみの防災安全対策を進める。

また，学校教育や地域コミュニティにおける防災指導を進め，子どもや若者の防災意識の向上に努める。

ウ 市民ひとりひとりの応急手当能力の向上

自主防災組織員，学校教職員，保育関係者，事業所従業員等を対象に応急手当普及員を養成するとともに，広く市民を対象に普通救命講習を実施するなど，ひとりひとりの応急手当能力の向上を図る。

ちょっと注目！

多様な手段による防災情報の提供

- ・ 京都盆地の地下構造調査や活断層調査に基づく「京都市地域防災計画」の被害想定の見直し
- ・ 地震対策調査研究の調査データや見直しする被害想定に基づいた危険箇所情報，災害時の活動マニュアル等の情報を掲載した防災マップの配布
- ・ 区役所，文化観光施設に設置した端末機やインターネットを通じた各種防災情報や災害情報の提供

(3) 市民のくらしと豊かな文化・歴史の蓄積を守る災害に強い組織づくり

ア 自主防災組織等の活動を通じた地域の防災力の向上

地域のコミュニティ意識の高揚と，それに基づく地域住民などによる防災体制の確立をめざし，自主防災組織ごとに，市民みずからが地域の事情に応じた「市民防災行動計画」を策定し，災害に備えるとともに，自主防災組織や事業所との連携の下，災害発生時の支援に関する協議や合同訓練を実施するなど，地域ぐるみの防災体制を確立する。

また，火災原因のトップである放火火災を防止するため，市民や関係機関と連携し，放火されない環境づくりを進める。

イ 市民防災会議の創設

市民がみずから，それぞれの家庭や地域における防災の取組について意見交換や交流を行う市民防災会議を創設し，家庭，地域の防災力の充実とネットワークの強化を図る。

ウ ボランティア活動への支援体制の充実

災害時に大きな役割を果たすボランティア活動が円滑に行われるよう，災害時のシステム構築を進めるとともに，リーダーやコーディネーターを育成するなど支援体制を充実する。

エ 消防活動体制の整備

近年の社会情勢の変化により，市民の日常生活を脅かす火災や事故が複雑多様化・大規模化しているなか，火災をはじめとする災害による被害を最小限にとどめるため，最新技術を導入した消防装備や車両の整備，消防署の整備，高度情報化に対応した消防防災通信ネットワークの構築などを進めるとともに，あらゆる災害に対応した迅速確実な消防活動を総合的に支援す

る施設の整備を進める。

さらに、安全で災害に強い地域コミュニティの形成に中心的な役割を果たす消防団と地域との連携の強化に向け、青年層、女性層の消防団活動への積極的な参加を促進するとともに、地域における消防団器具庫などの整備を進める。

オ 救急活動体制の充実

高齢化の進展に伴い、今後も救急出動件数の増加傾向は続くものと予想されるなか、多様な救急需要に対応した効果的な救急活動を展開するため、救急救命士の計画的養成と教育の充実、高規格救急自動車*の計画的配備を進めるとともに、ヘリコプターによる機動的な救急活動を充実する。

また、第二日赤救命救急センターの再整備を支援するとともに、関係医療機関との連携を強化する。

カ 文化財の防災対策の推進

京都には世界文化遺産をはじめ、国宝、重要文化財、伝統的建造物群保存地区など、世界に誇る文化財が多数存在している。これらの文化財を火災から守り、後世に継承していくため、消火・警報設備などの文化財防災施設の設置指導や防火指導などを引き続き実施するとともに、平常時の火災予防や災害発生時の消火、通報、文化財の搬出などがより迅速に実施できるよう、地域住民と文化財関係者との連携による文化財市民レスキュー体制を確立する。

キ 山の緑を守る防火対策の推進

貴重な森林資源やすそ野に広がる文化財を火災から守るため、防火水槽の整備、消火用水としての雨水や河川などの有効活用を図るとともに、空中消火や効果的な消防車両の運用など山林火災消火体制の整備を進める。

また、山林所有者、近隣住民、ハイカーなど

への出火防止を促す啓発活動を充実する。

ク 防災ネットワークの強化

災害発生時には、市民、事業所、地域やボランティアとの協働と、国、自衛隊、京都府、警察、京都府医師会、日本赤十字社、ライフライン・鉄道事業者などの防災関係機関との連携が重要であることから、災害の予防、災害時の応急対策、復旧対策、復興計画を総合的に定めた「京都市地域防災計画」に基づき、広域的なネットワークを充実し、防災対策を強化する。

ちょっと注目！

市民防災行動計画の策定

- ・ 防災カルテを活用し、自主防災組織ごとに策定
- ・ 初期消火や救出・救護、応急手当などの防災体制、高齢者や障害のあるひとの安全対策、放火・火災防止対策などについて、市民みずからが地域事情に応じて策定

消防活動総合支援施設の整備

- ・ あらゆる災害に迅速・機動的に対応できる活動体制の構築
- ・ 活動支援車両や器材の集中管理
- ・ 消防隊等の訓練施設機能や研修機能の強化

ヘリコプター活動体制の充実

- ・ ヘリコプター2機体制のなかで、より効率的な防災活動を実施
- ・ 山間遠隔地域における傷病者に迅速に対応するため、高度救命処置用器材を搭載したヘリコプターを整備

文化財市民レスキュー体制の確立

- ・ 文化財の近隣の市民が文化財関係者とともに、日常の防火対策や火災発生時の消火、通報、文化財の搬出などの初動活動について連携する近隣協力体制を構築

3 日常生活における身近な安全や安心を確保する

基本的方向

日常生活における身近な安全や安心を確保するため、市民、事業者、警察その他関係機関と連携して、市民の自主的な防犯・事故防止活動の支援、犯罪や事故などを未然に防ぐまちづくりを進めるとともに、消費者被害を未然に防ぐための情報提供を行うなど、消費者が自立し安心してくらせるまちづくりを進める。

(1) 犯罪や事故のない安全なまちづくり

ア 地域が主体となった生活安全対策の推進

犯罪や事故のない、だれもが安心してくらせるまちを実現するため、地域住民や各種団体、事業者、警察その他関係機関との連携により、一体となって地域の安全活動に取り組んでいけるよう、行政区を単位とした「生活安全推進協議会」を設置し、地域が主体となった積極的な活動を展開する。

イ 情報提供や啓発活動の推進と人材の育成

市民しんぶん、テレビやラジオなどを活用して、市民や旅行者等への生活安全に関する情報提供や啓発活動を進める。また、市民や事業者等が生活安全についての専門的、実践的知識を習得できるよう講習会や研修会を開催するとともに、安全なまちづくり運動など実践的な活動を通じてリーダーとなる人材を育成する。

ウ 交通安全対策の推進

市民や旅行者等を交通事故から守るため、ガードレールなど交通安全施設を整備し、違法駐車や放置自転車等への対策を進めるとともに、交通ルールの遵守を呼びかける。

エ 市民の自主的活動への支援

市民みずからが積極的に生活安全に関する知

識を理解し、地域単位で住民や各種団体が一体となって、地域の安全のために幅広く活動していくことは、地域における犯罪や事故を未然に防止するうえで重要である。そのため、警察その他関係機関と連携し、情報誌、パンフレット等の発行や顕彰制度の創設など市民の自主的活動への支援を進める。

オ だれもが犯罪や事故から安心してくらせる環境づくり

公共的建築物や道路、公園等の整備に際してバリアフリーの取組を進めるとともに、だれもが安心してくらせるまちの実現をめざして、児童や生徒などの安全な通学を確保する通学路安全対策、高齢者や重度の身体障害のあるひとの安全を確保する緊急通報システム事業、警察などと連携した青少年の非行防止対策、旅行者にわかりやすい観光標識の増設や情報提供などの取組により、犯罪や事故が発生しにくい環境づくりを進める。

カ 犯罪や事故発生時の緊急体制の整備と被害者等への支援

地域住民や各種団体、警察その他関係機関との連携の下、犯罪や事故発生時に迅速な対応がとれるよう、危機管理マニュアルの作成など緊急体制の整備を進める。また、犯罪や事故に巻き込まれた被害者やその家族、さらには関係者等が受けた心の傷に対するケア等の支援体制の

確立，暴力事案などに対応できる専門家による相談窓口の設置などを進める。

ちょっと注目！

生活安全推進協議会の設置

- ・ 地域が主体となって生活安全施策の推進に重点的に取り組むため，行政区を単位とした，地域住民や各種団体，事業者，警察その他関係機関とのネットワーク組織を設置

が求める情報をわかりやすく提供するとともに，悪質商法等による消費者被害を未然に防ぐため，市民しんぶんをはじめテレビ，ラジオ，インターネット等の各種広報媒体を活用し，適切で迅速な情報提供を行う。

(2) 消費者が自立し安心してらせるまちづくり

ア 消費者問題への理解の促進

消費者月間事業の開催などを通じて，消費者団体や事業者団体と連携し，消費者問題をはじめ，地域のくらしや環境問題などについても相互理解を深め，市民の消費生活の向上を図る。

イ 消費者の選択眼を養うための学習機会の提供

消費者契約上のトラブル，ごみ問題等を引き起こす過大包装などに関する問題意識を喚起するとともに，消費者被害の防止や消費者問題に対する理解を深めるため，家庭，地域，職場等のさまざまな場における幅広い年齢層に応じた学習機会の提供を進める。

ウ 市民生活センターにおける相談体制の充実

消費生活相談，一般相談，法律相談，税務相談，交通事故相談などの相談事業を行う「市民生活センター」において，多様化する相談内容に対応できる体制づくりを進める。

エ 消費者への情報提供の充実

各種のアンケート調査や「市民生活センター」に寄せられる消費生活相談を基礎に，消費者意識や消費者被害の分析を行い，消費生活の向上を実現するために必要な情報を整理し，消費者

4 歩いて楽しいまちをつくる

基本的方向

歩いて楽しい「歩くまち・京都」の実現をめざす。「歩くまち・京都」とは、歴史文化資産や自然環境と調和した歩く魅力があるまち、だれもが歩きたくなるような安全・快適な交通環境が整ったまち、生活目的が身近な地域で歩いて果たせるまち、また、来訪者にとっても歩くことによってその価値をより深く楽しむことができるまちである。

このようなまちをつくるため、美しい町並み景観の形成など歩くまちの魅力を高める取組を進めるとともに、自動車流入の抑制や安全な自転車利用の促進等、のびのびと歩けるための条件を整備し、環境への負担の少ないまちづくりをめざす。

(1) 歩く魅力のあるまちづくり

ア まちの美化の推進

市民ひとりひとりが、ごみを捨てない捨てさせないという意識を高め、市民、事業者と一体となって、ごみの散乱を防ぐとともに、道路や公園等の清掃を充実するなど、まちの美化に努める。また、安全・快適に歩くことができる環境を維持するため、歩道等の放置自転車や違法駐車、違反広告物や不法投棄等に対する監視指導体制を強化する。 【参照】 P76「1 美しいまちをつくる」(1)

イ 歩くまちにふさわしい景観の形成・保全

(ア) 自然・歴史的な景観の保全

三方の山々やその山すそ等において、緑豊かな景観や歴史的風土等を保全することに加えて、歴史や文化、自然を歩いて楽しむことができる散策路を整備する。また、土地所有者の協力を得ながら、三方の山々をつなぐ「京都一周トレイル事業」を進める。

【参照】 P76「1 美しいまちをつくる」(2)ア
P96「2 魅力ある観光を創造する」(1)オ
P105「1 個性と魅力あるまちづくり」(1)ア(ア)

(イ) 市街地における景観形成

市街地においては、景観保全・整備に関する

地区の指定、歴史的意匠建築物の指定、電線類の地中化、閉校となった校舎等の良質な市有建築資産の再生利用などを通じて、京都固有の魅力的な町並みと調和した景観形成を促進する。

【参照】 P77「1 美しいまちをつくる」(2)イ

(ウ) 水と緑を生かしたまちづくりの推進

鴨川など市街地を流れる河川等においては、良好な水辺環境の整備や緑を生かした景観の整備を促進する。 【参照】 P79「1 美しいまちをつくる」(3)

(エ) 沿道の景観整備の促進

本市の主要な玄関口である京都駅の駅前通りや御池通シンボルロード等において、景観に配慮した質の高い歩道整備に努め、沿道建築物等の景観の向上を誘導する。

(オ) 清潔で利用しやすい公衆便所の整備

観光地やひとのよく集まる所など、周辺状況から望まれる所に、歩くまちを支援する施設として、周辺の景観等と調和した清潔で利用しやすい公衆便所を整備する。

ウ まちのバリアフリー化の推進

すべてのひとが自動車交通に頼らず歩いてくらせるよう、公共施設の段差を解消するなど、

まちのバリアフリー化を推進する。とくに鉄道駅とその周辺道路、駅前広場については、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を活用して取組を推進する。

【参照】 P29「2 すべてのひとがいいきと活動する」(1)イ

エ 観光地や商店街の活性化

市街地の文化遺産や有形無形の文化財等、地域の文化、環境を活用する地域まるごと博物館（エコミュージアム）づくり、徒歩や自転車による環境を大切に旅（エコツーリズム）の推進や歩行者天国の実施など、観光客にとって歩くことの魅力が実感できるまちづくりを進める。

また、商店街の活性化と連携して、観光客も含めた多くのひとが歩き集うような、歩くことが楽しくなるまちづくりを促進する。

【参照】 P53「1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」(1)オ、キ
P93「1 産業連関都市としての独自の産業システムをもつ」(3)イ
P96「2 魅力ある観光を創造する」(1)イ、オ

オ 職住共存地区における「歩くまち・京都」の推進

都心部において「職」と「住」が共存してきた中心的な地区である「職住共存地区*」を「歩くまち・京都」を実現するための先導的な地区と捉え、居住者や事業者はもとより、来訪者にとっても、まちに親しみがわき、安全・快適で歩くことが楽しくなるようなまちづくりを推進する。

このため、自動車の通行制限や歩道のバリアフリー化など歩行空間の快適性を高め、地域拠点施設の整備など生活を支える諸機能の整備を促すとともに、京町家にみられるような伝統的な知恵と意匠による木造建築物の保全・再生・活用、袋路の協調建替え、共同建替え*を促進するなど、子どもから高齢者まで多様な世代が共生できる居住環境の整備に努める。

【参照】 P96「2 魅力ある観光を創造する」(1)エ
P106「1 個性と魅力あるまちづくり」(1)イ(イ)

(2) 歩くまちの歩行空間の形成と自転車利用の促進

【参照】 P54「1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」(1)カ
P110「2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり」(1)イ

ア 緑豊かで安全・快適な歩行空間ネットワークの形成

高齢者や車いす利用者等、だれもが安全で快適に利用できる歩行空間を確保するため、鉄道駅や福祉施設、病院、学校等を結ぶ歩行者が多い道路を歩行空間ネットワークとして捉え、歩道のバリアフリー化のほか、自動車の走行を制限するコミュニティ道路や歩車共存道路の整備された地域づくりに取り組む。

また、鴨川に架かる橋の調査・検討や整備、電線類地中化による歩行空間の拡大、情報通信技術（IT）を活用した歩行者支援システム（歩行者ITS）の導入などにより、安全で快適な歩道の整備を推進する。

さらに、街路樹の整備、民有地の「生け垣緑化助成事業」や学校における「花と緑のグリーンベルト事業」等により、花と緑の豊かな歩いて楽しいまちの整備を促進する。

イ 自転車利用環境の整備

環境にやさしく、日常生活において重要な役割を果たしている自転車の利用を促進するため、自転車走行空間や自転車等駐車場の整備に努める。また、主に通勤通学や業務・買物等の利用者を対象とする都市型レンタサイクルを普及させ、公共交通機関の利用や自転車等駐車場の効率的な活用を促進する。

さらに、地域と一体になった啓発活動などにより、市民ひとりひとりが自転車利用のマナーやルールを守るよう呼びかけるとともに、放置自転車等の撤去を強化することにより、歩行者の安全確保に努める。

ちょっと注目！

だれもが安全で快適に利用できる歩行空間ネットワークの形成

- ・ 鉄道駅や福祉施設，病院，学校等を結ぶ利用者が多い歩行空間を選定し，歩道の段差解消，歩道を広くし車道を曲線化して車の速度を落とす等の効果のあるコミュニティ道路の整備，歩道がつかれない道路で歩くひとを優先させる工夫を施した歩車共存道路の整備などの事業を計画的に推進

鴨川に架かる橋の調査・検討や整備

- ・ 鴨川に架かる橋の役割や意匠・形態などについてさまざまな視点から検討する「明日の鴨川の橋を考える会」の提言に基づき，ひとにやさしい歩道橋も含めた今後の鴨川に架かる橋の調査・検討や整備を推進

歩行者支援システム（歩行者ITS）の導入

- ・ 情報通信技術（IT）の活用により，すべてのひとが段差・障害物の存在，最寄りの交通機関・観光地までの道案内などの情報を手軽に得ることができ，安全・快適にまちを歩くことができる歩行者支援システム（歩行者ITS）を導入

自転車等駐車場の整備

- ・ 自転車等駐車場整備対象駅として位置付けた近鉄東寺駅や京阪淀駅等7駅について整備推進
- ・ 鉄道事業者の協力や地域の協議会の取組により，近鉄桃山御陵前駅や京阪伏見桃山駅等40駅について整備検討

都市型レンタサイクルの普及

- ・ 放置自転車問題を解決するための新たな施策として，鉄道事業者等と協力・連携し，主に通勤通学や業務・買物等の利用者を対象とする都市型レンタサイクルの普及を促進

(3) 歩くまちを支える公共交通の充実

参照 P54「1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」(1)力
P110「2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり」(1)ウ

ア 公共交通輸送サービスの充実

市民の「歩くまち・京都」の実現に向けた交通行動への移行を促すため，公共交通機関については，常に路線網や乗車券制度，サービス施設等の調査研究や改善に努め，利用しやすく乗り継ぎに便利な公共交通輸送サービス網を充実する。

また，バスや鉄道輸送のサービスを絶えず充実させるとともに，公害対策，バリアフリー化などについても推進・支援する。

イ バス輸送サービスの充実

身近な市民の足であるバスを，より利用しやすいものにするために，定時性の確保に向けた公共車両優先システム（PTPS）*等への参加や少系統多便型への取組，地下鉄との連携強化を念頭に置きながら，バス路線の再編に取り組む。

また，乗合バス事業の自由化*（国土交通省による需給調整規制の廃止）への対応，利用者の利便性を重視したサービスの充実をめざし，100円循環バスや観光旅客用路線バスの運行充実の検討など，経営の健全化を図りながら新たなバス輸送サービスの充実に取り組む。

ウ 鉄道輸送サービスの充実

定時性が高く環境への負担が少ない，公共交通機関の基幹的な役割を担っている鉄道輸送サービスについては，地下鉄鉄道網の充実を図るとともに，JR線や民鉄線鉄道網のサービス，各鉄道機関の結節機能の充実を促進する。

参照 P110「2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり」(2)ア

エ 公共交通のバリアフリー化・低公害化の推進

公共交通を，より利用しやすいものにするため，市バス・地下鉄等のバリアフリー化の推進，駅前広場等の改善，交通結節ターミナルの機能

充実を図るとともに、市バスについては、環境負担の少ない低公害・低燃費仕様の車種を導入していく。

オ 公共交通の利用を促進する運賃・乗車券制度の改善

地下鉄や市バスは公営交通として、公共交通のネットワークのなかで中心的な役割を果たしているため、公共交通が利用しやすい運賃・乗車券制度を検討し、経営の健全化を図りながら改善する。

(4) 歩くまちにふさわしい道路網の整備

公共交通機関や自転車が利用しやすく、安全・快適な歩行空間を確保した、歩くまちにふさわしい道路網を整備する。

そのため、道路網の整備に当たっては、交通安全対策に加え、地球温暖化の防止にもつながる公害対策、円滑な自動車の流れの実現を目的として、生活道路、都市内の幹線道路、都市間の道路といった道路の機能分担を明確にしたうえで、土地利用の適正化や駐車場の適正な配置などを念頭に置きながら、生活道路のほか、幹線道路となる都市計画道路網、都心部への自動車の流入を低減させる環状道路等、安定性があり信頼性が高い道路機能の整備を推進する。

また、未整備の都市計画道路の見直しなどの検討も行う。

【参照】 P54「1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」(1)カ
P110「2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり」(1)ア、エ

(5) 歩くまちをつくる新しい交通政策の推進

既存の道路空間を有効に活用するため、自動車交通の抑制や平準化などを図る交通需要管理施策（TDM施策）*や高度道路交通システム（ITS）*の導入を進めるとともに、道路空間を自

動車から自転車やバス等の公共交通機関へ再配分するなど、地域の住民や事業者、警察その他関係機関が一体となって、自動車交通に過度に依存しない歩くまちにふさわしい交通体系の確立をめざす。

また、利便性が高く、経済性にも優れた公共交通サービスを提供するため、軽量軌道公共交通機関（LRT）等の新しい公共交通やそれにふさわしい道路空間のあり方について、「歩くまち・京都」の理念を念頭に検討を進める。

さらに、今後の社会経済動向の変化等を勘案し、将来の交通政策のあり方を検討する総合的な体制を構築する。

【参照】 P54「1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」(1)カ
P113「2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり」(4)

ちょっと注目！

交通需要管理施策（TDM 施策）の推進

- ・ 増え続ける自動車交通に対して、まちのあり方や都市における空間上の制約、自動車公害などを考慮し、特定地域への流入抑制策やピーク需要の低減策、自動車以外の交通手段への誘導策など、さまざまな交通需要管理施策（TDM施策）を、市民や警察等とともに検討のうえ推進

軽量軌道公共交通機関（LRT）等の新しい公共交通のあり方の検討

- ・ 従来の路面電車を低床型にするなど車両や走行環境等の質を向上させ、ひとや環境にやさしく経済性にも優れた公共交通システムといわれている軽量軌道公共交通機関（LRT）等の新しい公共交通のあり方について検討

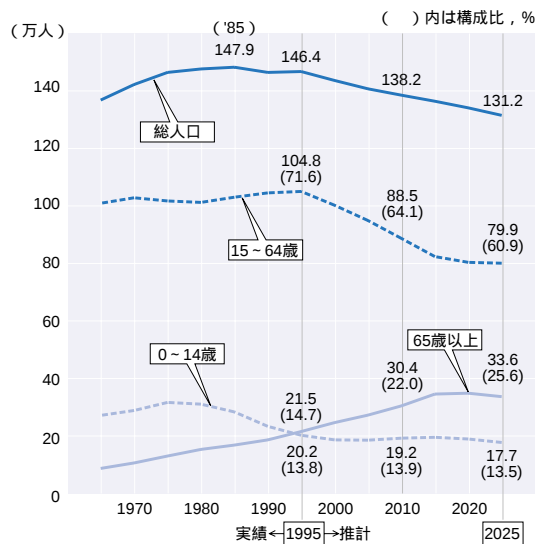
【参照】 P113「2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり」(4)ちょっと注目！

関連データ 1

各図表のタイトルにつけた矢印内の数字は、
特に関連する節・項の番号を示す。

① 人口減少傾向と進む少子・高齢化

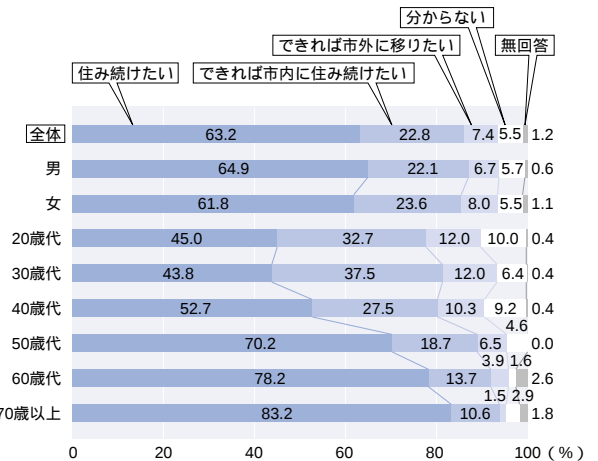
常住人口・年齢3区分別人口の見通し



資料：「21世紀・京都のグランドビジョン」人口問題調査研究報告書（1998年）

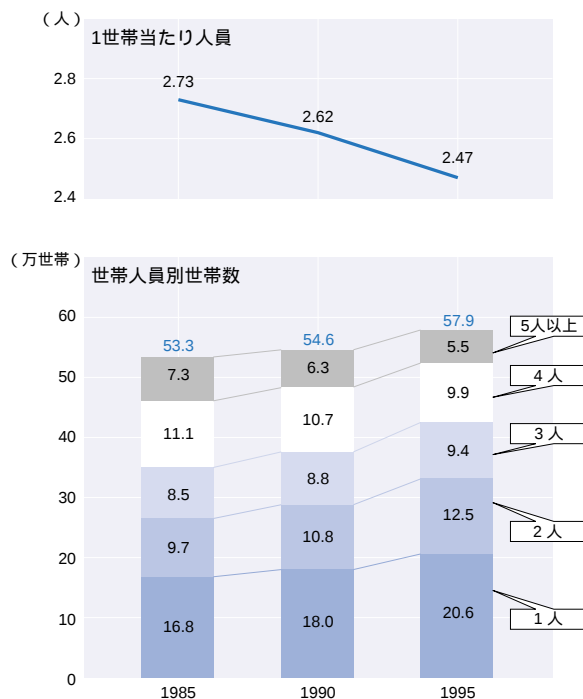
③ 定住希望率は86.0%

問：転勤や結婚，その他やむをえない事情がないことを前提として
お答えください。
あなたは，今お住まいのところに将来もずっと住み続けたいと
思いますか。



資料：市政総合アンケート報告書（1999年度 / 第4回）

② 増える単独世帯

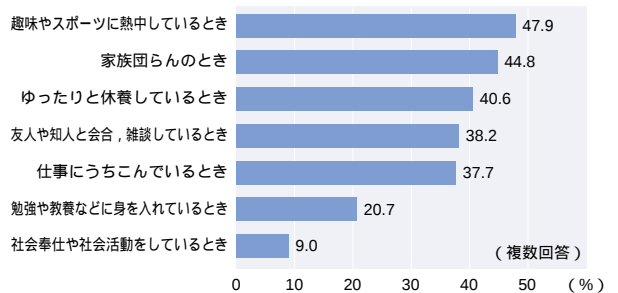


注：一般世帯及び一般世帯人員で集計
資料：国勢調査

④ 「充実感を感じる」とき 趣味・スポーツや家族との団らん

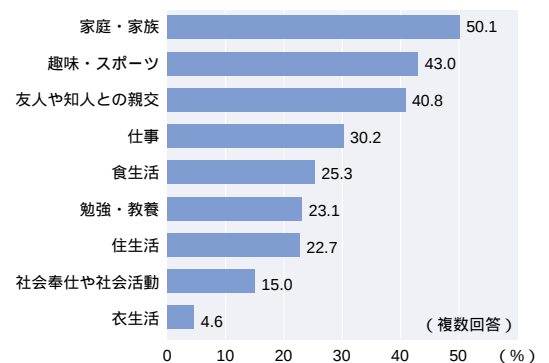
充実感を感じる時

問：あなたが，日頃の生活の中で，充実感を感じるのには主にどのようなときですか。



今後の生活の力点

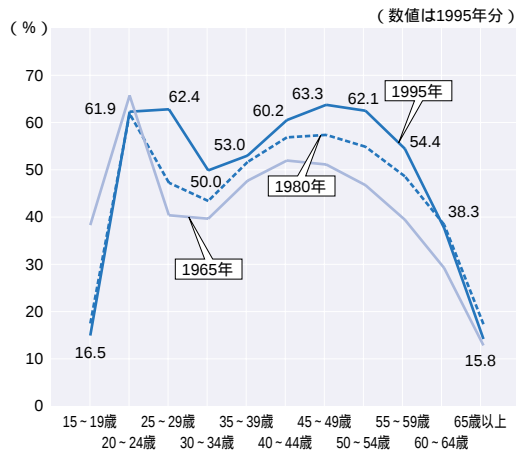
問：あなたは，今後の生活において，特にどのような面に力を入れて
いきたいと思いますか。



資料：「21世紀・京都のグランドビジョン」市民3万人アンケート調査報告書（1998年）

5 「谷」が浅くなる女性の年齢階級別就業率

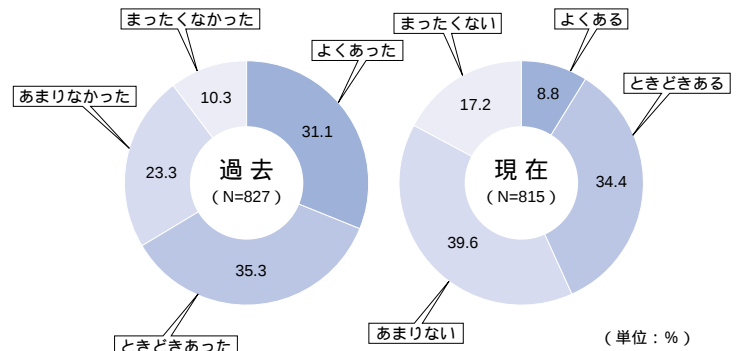
1-1 p24
2-2 p44



注：就業率は、年齢階級別女性人口総数に対する女性就業者（休業者を含む）の割合
資料：国勢調査

7 外国籍市民の被差別経験（過去と現在）1-1 p24

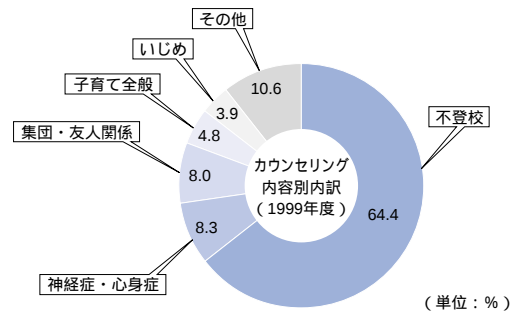
問：あなたはふだんの生活のなかで外国人ということで日本人から差別されたと感じることがありますか。



資料：京都市在住外国人意識・実態調査報告書（1997年）

8 カウンセリング内容の約3分の2が不登校に関すること 1-1 p24 1-3 p34

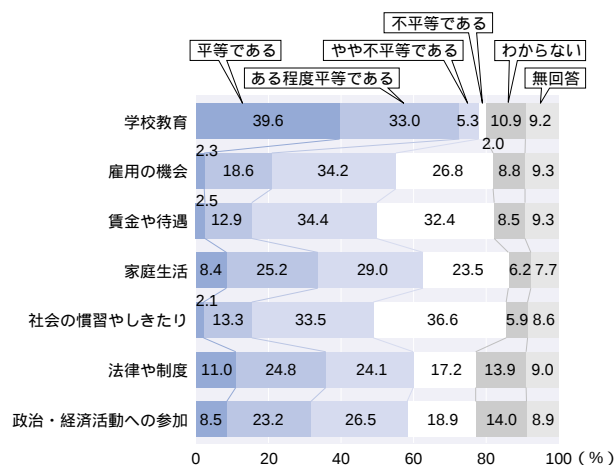
教育に関するカウンセリングの内容



注：永松記念教育センターにおけるカウンセリング内容
資料：教育委員会

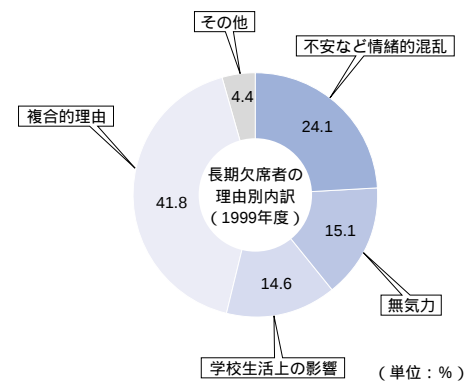
6 社会慣習や雇用条件の中に残る男女の不平等感 1-1 p24

問：あなたは、次のそれぞれの分野について、女性と男性は平等になっていると思いますか。



資料：男女共同参画に関する市民意識実態調査—1次集計—（2000年）

長期欠席者の理由



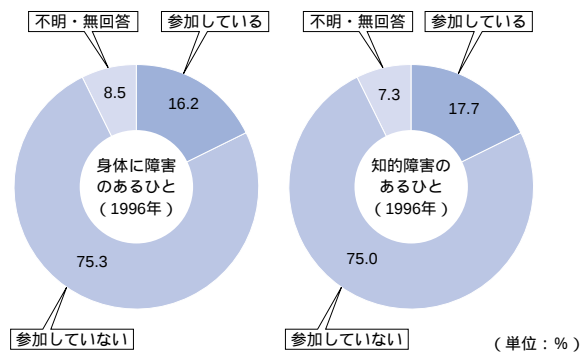
注：長期欠席者は、市立小・中学校における30日以上欠席者
資料：教育委員会

9 障害のあるひとの社会参加は6人に1人程度

1-2 p29

障害者のスポーツ・文化活動への参加率

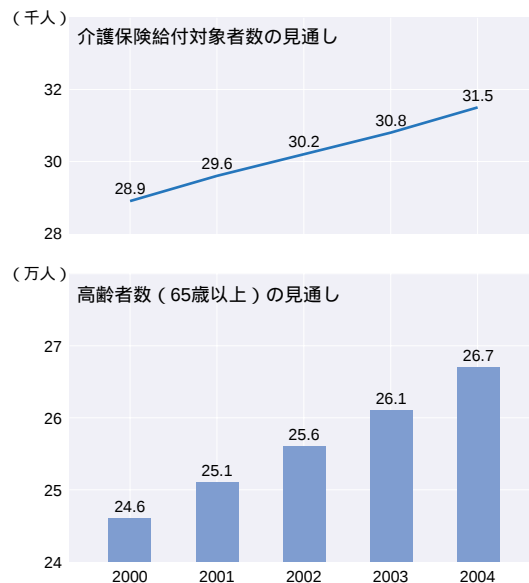
問：あなたは、現在なんらかのスポーツや文化活動などに参加していますか。



資料：身体障害者実態調査・知的障害者実態調査

11 介護の必要な高齢者は増加

2-1 p39



注：1. 要介護高齢者実態調査（1998年10月1日）時の介護保険給付対象者数の高齢者人口に占める割合に基づく推計

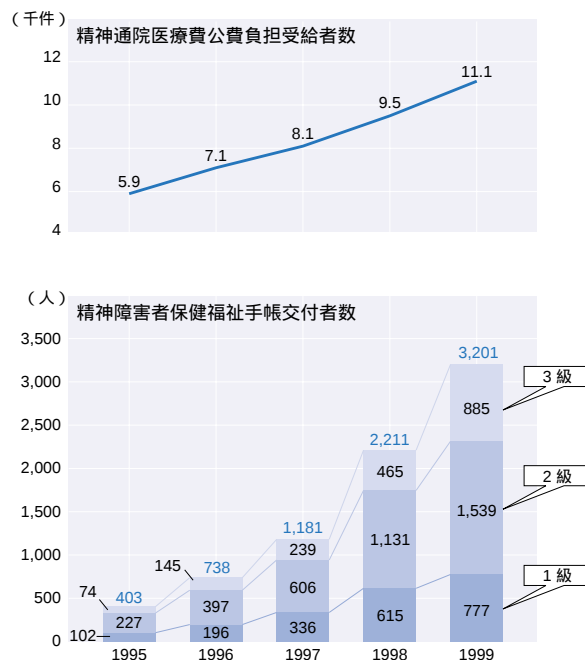
2. 「介護保険給付対象者数」は65歳以上の給付対象者のみ

資料：保健福祉局

10 進む精神保健福祉施策

1-2 p29

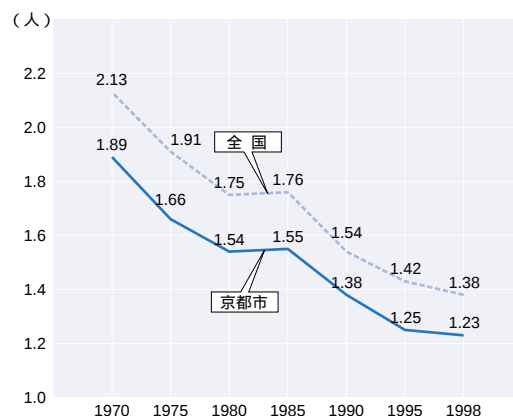
2-1 p39



注：1～3級は障害級数 級数が低いほど障害の重度が高いことを示す
資料：保健福祉局

12 低下する合計特殊出生率

2-2 p44

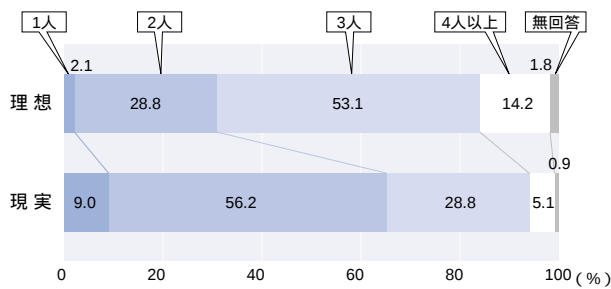


注：合計特殊出生率は、1人の女性が15～49歳の間に産む平均の子ども数
資料：京都市統計情報

13 理想より少ない現実の子どもの数 2-2 p44

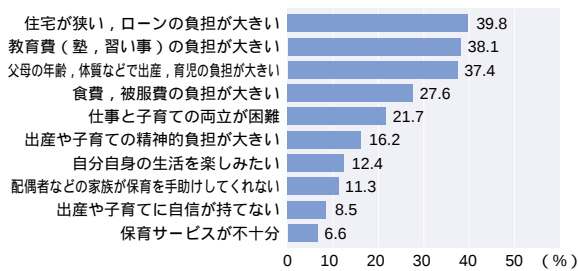
理想と現実の子どもの数

問：あなたがほしいと考えているお子さんの数は何人ですか。「理想のお子さんの数」と「現実的なお子さんの数」についてそれぞれお答えください。



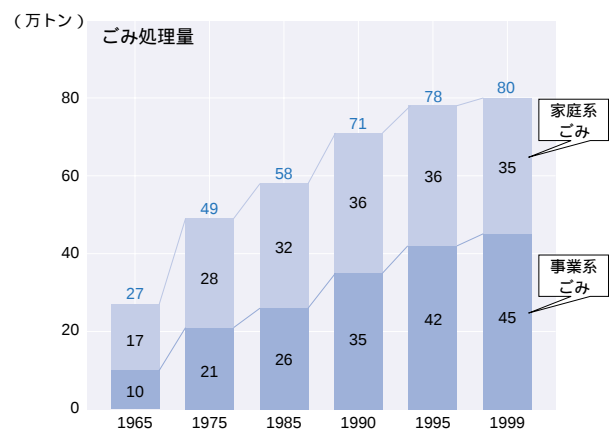
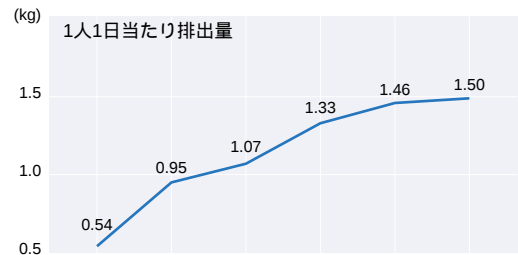
理想より現実の子どもの数が少ない理由

問：「理想のお子さんの数」よりも「現実的なお子さんの数」が少ない理由として当てはまるものを、3つまで選んでください。



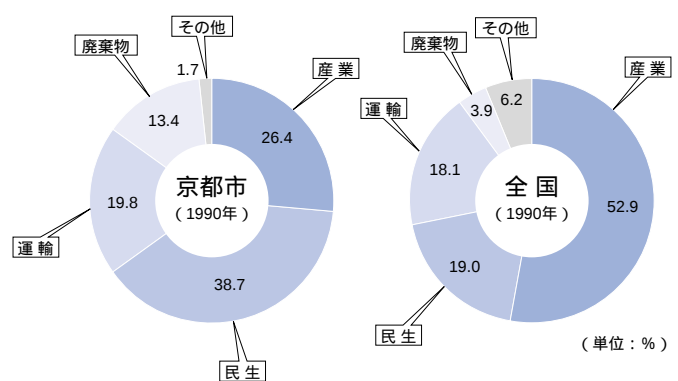
資料：京都市子育て実態調査（1996年）

15 増えるごみ処理量 3-1 p53



資料：環境局

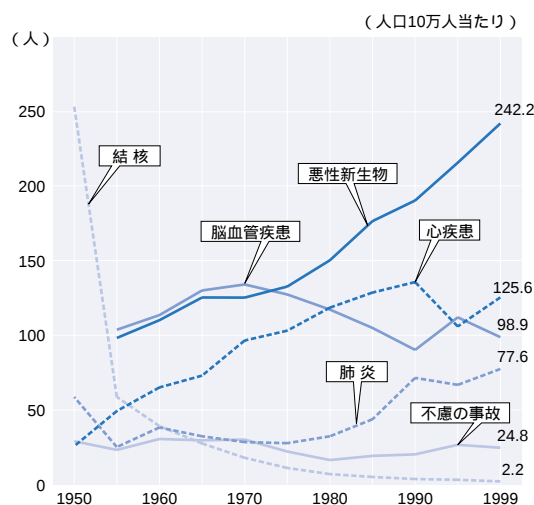
16 全国と比較して高い民生部門の二酸化炭素排出割合 3-1 p53



注：民生部門とは、一般家庭や事務所・店舗などを示す
資料：京都市地球温暖化対策地域推進計画（1997年）

14 増える生活習慣病 2-3 p48

主要死因別死亡率



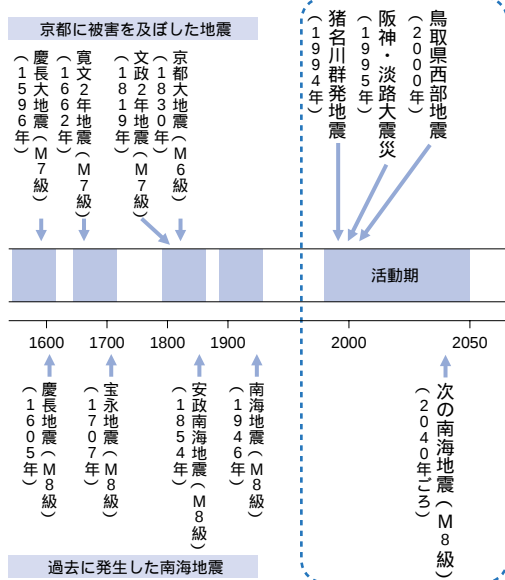
注：1990年まで「肺炎」は「気管支炎」，「不慮の事故」は「有害作用」を含む
資料：京都市衛生年報

17 活動期にある京都の活断層

3-2 p59

京都周辺の過去の大地震

南海地震の約60年前から約10年後までが
内陸の活断層地震が起こりやすい活動期



資料：消防局

内陸型地震の被害想定（1998年）

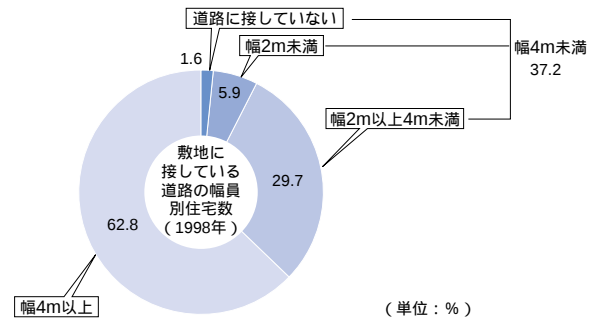
想定地震	花折断層系	西山断層系	黄檗断層系
断層の長さ	47km	42km	25km
マグニチュード	7.6	7.5	7.1
建物被害（全半壊）	275,800棟	136,500棟	162,800棟
出火件数（24時間以内）	88～320件	22～83件	34～124件
人的被害	死者数	4,800～7,700人	900～1,400人
	負傷者数	47,100～75,400人	18,300～28,500人
ライフライン被害	水道（断水戸数）	約39万戸	約26万戸
	電気（停電戸数）	約14万戸	約12万戸
	ガス（供給停止戸数）	約58万戸	約47万戸

注：発生する季節や時間帯により出火件数、人的被害規模が異なる

資料：京都市地域防災計画

19 狭い道路に接する住宅の割合

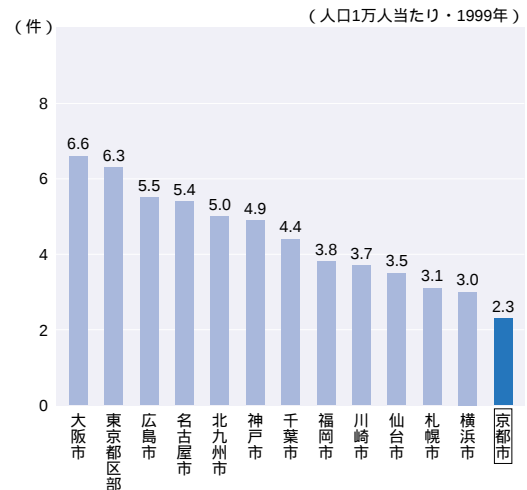
3-2 p59



資料：住宅・土地統計調査

20 他都市と比較して低い火災発生率

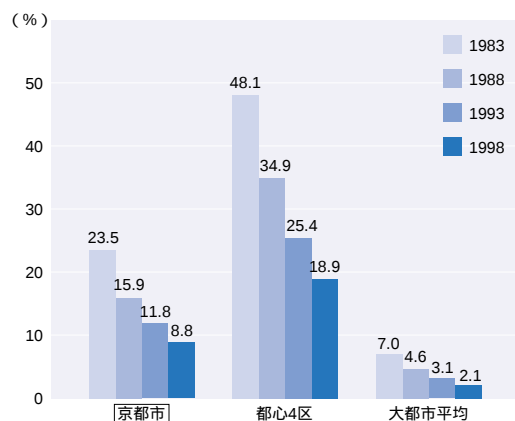
3-2 p59



資料：消防局

18 他都市と比較して依然高い戦前住宅率

3-2 p59



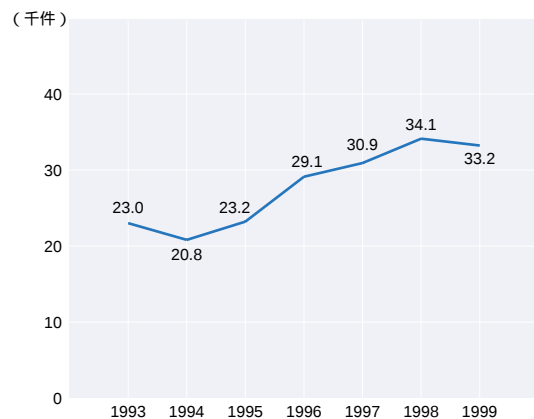
注：1. 大都市平均は、仙台市、千葉市を除く10政令指定都市及び東京都区部の単純平均

2. 都心4区とは上京区、中京区、東山区、下京区を指す

資料：住宅・土地統計調査

21 増える犯罪認知件数

3-3 p63



資料：京都府警察本部 犯罪統計書